

戦後日本政治学史断章（四）

田口 富久治

目次

- 第一章 戦後日本政治学の方向づけと制度化
- 第二章 戦後政治学史への諸アプローチ
- 第三章 戦後政治学と丸山眞男・辻清明（別稿として発表）
- 第四章 戦後政治学の百花繚乱——一九二〇年世代の登場
  - 第一節 概説
  - 第二節 戦後政治学のルネッサンスの諸相
  - 第三節 様々な理論模型の試み（以上第一七六号）
  - 第四節 日本の政治カテゴリー造形の試み——神島二郎の「現代日本の精神構造」、「磁場の政治学」
  - 第五節 比較の視座における政治・政治史研究
    - 1 政治学と比較政治研究——升味準之輔
    - 2 比較現代史と歴史政治学——篠原一（以上第一八〇号）

第五章 戦後政治学の新展開

第一節 大衆社会論から政策科学まで——松下圭一の政治学

第二節 「天皇制国家の支配原理」から「全体主義の時代経験」まで

——藤田省三の思想的考察（別稿として発表）

第三節 市民政治理論の模索——高島通敏の政治学（以上、本号）

第六章 「レヴァイアサン」の登場と戦後政治学の変貌

第一節 戦後政治学（界）の変貌

第二節 「レヴァイアサン」の登場

第三節 戦後日本政治学史の小括

第五章 戦後政治学の新展開

第一節 大衆社会論から政策科学まで——松下圭一の政治学

この「戦後日本政治学史」の研究において、私はその形成・発展に貢献した政治学者の世代区分として、第三章で扱った大正初期に生れ、戦争中にその処女作を発表し、戦後日本の政治学の「方向づけ」に大きな役割を演じた

丸山眞男、辻清明の世代、そしてさしあたって東大法学部系だけに限定して言えば、戦後、丸山や辻の指導教授ないし先輩教授に当る南原繁、高木八尺、（蠟山政道）、岡義武、堀豊彦、加えて丸山、辻の指導のもとに、その多くが太平洋戦争期における学徒出陣等による軍隊経験を持ち、戦後になって政治学研究の道に入った一九二〇年代世代の人々（ここでは、私の問題関心と専門領域との関係で、以下に述べるような研究者、福田歓一、京極純一、岡義達、永井陽之助、石田雄、神島二郎、升味準之輔、篠原一等に限定されており、政治思想史、政治史、国際政治の指導的専門家には詳しく言及していない）という二区分を取った。そして当然のことながら、それに続く世代としては、この第二世代、つまり一九二〇年代世代によって戦後、教育された一九三〇年代世代（これも東大を例にとれば、教養学部で岩永健吉郎、京極純一の政治学講義、本郷で斎藤眞のアメリカ政治外交史、福田歓一の政治学史講義を聴いたのは、五二年入学、五六年卒の高島通敏や山口定の世代以降であって、それ以前の者（五三年〜五五年卒）は、その機会を一般的には得なかった。）、それに最近の日本政治学会、行政学会理事長や『レヴァイアサン』初期の編集委員等に代表される一九四〇年代世代が続くこととなる。<sup>(2)</sup>

それでは、一九二〇年代世代の登場という副題をもつ第四章と區別して、松下圭一と藤田省三（別稿）と高島通敏を扱う第五章をあえて起こし、かつそれを、「戦後政治学の新展開」と題したのは、いかなる理由によるのか？一九三三年生れで、一九五六年新制東大法卒の高島はともかくとして、一九二九年生れで一九五二年東大政治科卒（旧制の最後から二番目の卒業）の松下と一九二七年生れで一九五三年の最後の旧制東大政治科卒の藤田は、三〇年代世代の後半（昭和生れ）に属するが、第四章で扱った人々との年齢差はせいぜい数年である。したがって、彼らの業績が「新展開」であるゆえんは、その実績にてらしてこれから評価すべきことなのであるが、強いて外面的

な指標をあげれば、この三人、とくに松下と藤田は、大学卒業ただちに私立大学（法政大学法学部）の助手に採用された、学生時代からその学問的能力が評判となっていた逸材であったこと（二人とも丸山ゼミの出身である）、また彼らに続く、私自身を含めて新制の若手グループのインフォーマルなリーダー的存在であったことをあげておいてよいであろう。松下のお茶の水の下宿や藤田の江古田の家は、一種の梁山泊の観を呈していた。

その一番手は松下である。<sup>(3)</sup>松下は旧制第四高等学校（金沢）の出身であるが、その学問的経歴は、いまの目から見ると信じがたいほど早熟であり、その最初の公刊書は、『市民政治理論の形成』（一九五九年六月、岩波書店）であるが、その原型となったのは、彼が一九五一年（旧制大学三年次）にもした『ロックにおける近代政治思想の成立とその展開』という長大論文であった。松下の学的経歴が、イギリスにおける「市民社会の古典的形成者であるロックの政治理論」の探求からはじめられたことは、その後の彼の学問的展開を考えるうえで、きわめて重要である。このことは、彼の学生時代とその前後も、東大法学部中心の日本の公法学——イェリネックの「国家法人説」（松下は「国家法人論」と表現）の上立つ美濃部・宮沢の憲法学（憲法は国家統治の基本法ととらえられる。両者の相違はここでは問わない）、あるいは美濃部・田中二郎の、国民を「行政客体」とする行政法学（両者の相違もここでは問わない）——に対して、松下が日本国憲法の理解として根本的に妥当な「市民自治」の憲法——行政法理論を展開するさいに依拠した政治理論は、ロックの「信託」の政治理論に他ならなかったからである。<sup>(4)</sup>

しかしそれだけではない。松下はこの処女作『市民政治理論の形成』を公刊する時点までに、同年同時期に公刊された『現代政治の条件』に収録されている諸論文、とくに第一論文の「大衆国家の形成とその問題性」（「思想」五六年十一月）、第二論文「史的唯物論と大衆社会」（「思想」五七年三月）において、『形成』の旧稿の戦後啓蒙思

想の近代一段階論的発想を、「市民社会」から「大衆社会」への転換という問題提起を媒介として、近代・現代二段階論に改め、近代思想と現代思想の構造的異質性を説くに至っていた。

こうして、『形成』において、松下がロックにおける市民政治理論の「古典的形成」を論ずるのは、むしろ市民政治理論の「現代的転回」との問題関連においてであったのである。松下において、近代・現代二段階論、さらには市民政治理論の現代的転回という問題意識は、いつ頃、なにを手がかりとして獲得されていったのであろうか。いつ頃という点については、松下が正確な記録を残していないので確定的なことはいえないが、彼が一九五一年に『市民政治理論の形成』の旧稿『ロックにおける近代政治思想の成立とその展開』をまとめあげる途上ないし直後、『形成』の続編として「集団観念の形成と市民政治理論の構造転換」を『法学志林』に発表しはじめたころ（一九五四・五年ごろ）であったと思われる。そしてその時期は、まさに松下の大衆社会論が形成・展開されていく時期と一致する（「構造転換」論文と「大衆国家の形成」論文の同時性）。そしてこの問題意識の手がかりとなったのは、これまたイギリスの二〇世紀初頭の政治理論、とくにイギリスにおける政治的多元主義の政治理論であった。より端的にいえば、『SEB』の初代政治学教授G・ウアラス（一八五八〜一九三二）の『巨大社会』<sup>(5)</sup>（一九一四年の第一章）、およびオクスフォードではE・パーカー（二八七四〜一九六〇年）の指導を受け、もともとラデイカルな政治的多元主義者として出発しながら、一九二五年にはウアラスの「巨大社会」(the great society) 概念をキイ概念として『政治学大綱』を書き、二六年以降はウアラスの後任として『SEB』の二代目政治学教授となったH・ラスキ（一八九三〜一九五〇）、この二人の研究が松下にとつて決定的に重要であった。この点については、『現代政治の条件』のⅦ 巨大社会における集団観念、についての松下の後記が委細を盡くしている。<sup>(6)</sup> すなわち、松下は、ラスキを、社会形態の変化にともなう市民政治理論の構造転換のイギリスにおけるチャンピオンとして位置づけており、ラス

キは自らの『政治学大綱』を、ウエラスの「巨大社会」概念を引いて「巨大社会における国家の地位にかんする理論を建設するために一九一五年にはじめられた努力（ラスキ自身の主権論三部作を指す）を完了するものである」と位置づけていたのである。そして松下の理解によれば、ラスキは、イギリスに伝統的な権力と自由との対抗関係をつねに意識しているリベラリズムの市民的自由の観念を前提とし、「価値観念」として、それを、資本主義的矛盾の激化、巨大社会、大衆国家成立という現代的状況においていかに再構成するかという問題意識を持っていたのであり、これがその多元的政治理解となった、というのである。

以上の松下の初発の学問的モチーフを確認しつつ、つぎに松下の政治理論の展開を、彼が中心にとりあげた問題に即して、時系列的にフォローすることにしたい。

## 1 大衆国家論・大衆社会論

松下の理論展開の中で、もっとも評価の難しいのは、松下の『現代政治の条件』に収録されている諸論稿、とくに、その1 大衆国家の成立とその問題性、の評価である。この問題提起論文について、松下はこの書物の後記において、詳細な（その時点での）自己評価を与えているのであるが、しかしそれから四〇年前後たった自己「解題」<sup>(7)</sup>は、松下自身が自認しているように、それとはかなりニュアンスをもっている。それに加えて、私自身（つまり評者）の五六、七年時点でのこれらの論文に対する印象と、昨今の評価はこれまたかなりずれている。これら四つの評価を交錯させながら、松下の大衆社会論の歴史的意義に迫ることにしよう。

松下の『条件』後記の説明によれば、すでに見たように、市民政治思想の古典的形成者としてのロックの研究か

ら出発した松下は、その後この古典的・市民政治思想の現代的変容に転換を課題とするにいたり、それを『市民政治理論の転回』（全体としては未公刊）として一九五四年・五五年頃にまとめた。『条件』でいえば、第Ⅹ論文「日本における大衆社会論の意義」で、欧米各国の二〇世紀初頭における政治理論の構造転換に触れられている。そこから出てくるつぎの問題は「このような思想史研究の理論的準備作業として、どうしても《現代》自体をとらえかつ理論化しなければならなかった。」「したがって私の大衆社会論は、最新の外国理論の翻訳ないし直輸入であったのではない。むしろ三〇年代においてファシズムとなって集約的にあらわれる思想ないし政治状況の現代的転換の条件そのものを問うことであつた。そこでこそ、現代革命の条件の理論化という課題に私自身こたえようとしていたのである。」（傍点引用者）

松下はこの「現代革命の条件の理論化」をいかなる理論的枠組において遂行しようとしたのか？ 第一に、松下が、経済構造（主要な資本形態）と上部構造（国家形態）とを媒介するカテゴリーとして導入した「社会形態」の現代的タイプとしての「大衆社会状況」ないし、「大衆社会」を独占資本主義という経済構造との関連——とくに生産の社会化を中核とする、Ⅰ、人口のプロレタリア化とⅡ、テクノロジーの発展との関連——においてとらえたのである。そして松下は、「ここで生産の社会化にともなう社会形態の変化は資本主義体制内部では、「社会主義体制」内部では？」大衆社会状況として現出するということを確認しなければならない。」と述べていた。ついで松下は、「第二に私がなしたことは、このような独占段階における大衆社会状況の内部における労働者階級の存在形態の変化、ついでこれに対応してたらされる社会主義運動ならびにその理論の変容をとりあげたことである。」（この問題は、『条件』では「現代社会主義」としてくくられているⅣ マルクス主義理論の二〇世紀的転換、およびⅤ 社会民主主義の危機、で試みられている）

このような問題関連をふまえて、松下の経済構造・社会形態・政治過程という三重理論が理解しうるものになる、というのである。

すなわち、産業資本・市民社会・市民国家、ついで独占資本・大衆社会・大衆国家という近代・現代二段階論である。

さて松下の『条件』段階における大衆社会論ないし大衆国家論は、三重のボレミックから成り立っていた。第一は、マルクス主義一般に対してではなかったとしても、スターリン主義ないしスターリン主義的マルクス主義に対する強い違和感である。松下は、スターリン主義的な「ブルジョワ」政治学批判の非妥当性を信じて、一九五六年二月一八日のスターリン批判の日を待っていたのであった。<sup>(8)</sup>第二は、松下が大衆社会論の基本的流れと考えるG・ウアラス、H・ラスキ、K・マンハイムの系譜以外のアメリカの社会学や社会心理学によって論じられ、日本においては社会学者の清水幾太郎や南博らによって紹介されていたアメリカ・ヨーロッパ直輸入の、理論的に「こちたき」大衆社会論への違和感である。松下の大衆社会論は、これらとは違って、「社会形態」論の提起による「階級闘争」の形態変化を問題とするものであったために、マルクス主義対大衆社会論というかたちで（大衆社会論争）をひきおこしたというのである。第三は、松下の、近代政治理論の現代的構造転換という問題意識から導かれる、近代・現代二段階論（「社会形態論」レベルでいえば「市民社会」対「大衆社会」）は、戦後日本における啓蒙思想の封建対近代という近代一段階論への批判を内包するものであったのである。

そこでつぎに、この同じ時期（一九五六―五七年頃）に、私自身が松下の大衆社会論をどう評価していたのか省みよう。私はこの点について、「日本読書新聞」一九五七年三月二五号および二月九日号に、「大衆社会と体制の変革」、「大衆社会論 その登場と波紋」という二小論を書いている。<sup>(9)</sup>これらの小論における私の松下大衆社会論



理解は、いちじるしく同調的ないし肯定的である。たとえば、「松下は、大衆化状況を、理論的にはニュートラルに把握しながら、価値的には否定的に評価し、階級の論理による大衆の論理の克服を媒介とした普遍的人間解放への展望を説いている」とか、あるいは、松下と芝田進午等のマルクス主義者との論争の眞の対決点は、政治の状況的論理を認めるか否かにある、などと評価している。今日の時点から省みると、当時の私が、スターリン主義的マルクス主義「政治学」なるものに、松下同様うんざりし、政治的状況の論理を説く松下に共感し、日本のマルクス主義者の教条的大衆社会論批判に嫌気がさし、かつ松下の大衆社会論を私の考えるマルクス主義政治学のあり方にいちじるしくひきつけて解釈していたことは否定できない。しかし同時に、五六、五七年当時から今日にいたるまで、私は直截に書いたことはないけれども、松下の資本主義の発展段階とそれに対応する国家形態を媒介するものとしての「社会形態」というカテゴリー、特殊現代的な「社会形態」としての大衆社会という観念を、いかに理解すべきかという点で疑問をもち、自分として納得できる解答を結局は得ることができなかったのであった。

さてそれから三〇数年たった一九九四年に、松下は『戦後政治の歴史と思想』と題する自選論集を公刊した。（もろ一冊の自選論集としては、『昭和後期の争点と政治』木鐸社、一九八八年がある。）これらの自選論集、とくに前者において、松下はもはや「独占資本主義段階」というようなマルクス主義用語は用いていない。それは、近代化Ⅱ型段階の後期、つまりヨーロッパの一八七〇年代にはじまる大企業主導段階と位置づけなおされている。そして「大衆社会状況はこのころ（大企業主導段階）から漸次はじまり、二〇世紀にはいつて第二次産業革命とともに加速して——『大衆社会』という観念の成立をみるが、ついで近代化Ⅲ型段階に接続する。」そしてこの「大衆社会」という観念も、工業社会、組織社会、なかんづく都市型社会という観念と互換可能な言葉と見なされ、中期松下理論（一九七〇年前後から）においては、この都市型社会という観念が、この段階におけるより一般的な「社会形態」

観念として用いられるようになる。「農村型社会」と対比される「都市型社会」を歴史上の「社会形態」を示す概念として用いることは——その定義の問題は残すとしても——それほど違和感をもたれないであろう。こうして初期松下大衆社会論は、完全に脱マルクス化されるだけでなく、「大衆社会」の観念をも必ずしも不可欠の範疇とはしない一種の近代化理論に転化したのである。この時期におけるマルクス主義の呪縛が初期松下理論をも固くたえていたのである。

松下におけるこの転化過程を丹念に追求することは別の機会に譲るとして、松下の最新の見解は次のようなことになっている。

すなわち、人類の歴史はきわめて大雑把には、農村型社会から都市型社会への「社会形態」の転化としてとらえられる。近代化とは当初ほぼ一六世紀頃からの西欧で開始された工業化と民主化の結果であり、それがやがて地球大に拡大されていく過程であるが、農村型社会から都市型社会への大転換<sup>II</sup>工業化・民主化による近代化は、I型、II型、III型という三段階をたどる、と説かれる。そしてこの三つの型がいかにくみあわせられるかは、各国独自の近代化戦略となるとしても、この三段階を各国なりに順次（かならず）歩まざるをえない、とされる。

この近代化I II III政策は、順次、つぎのような課題をくりひろげていく。

I型 権力の構造改革 共同体・身分 ↓ 国家の一元・統一構造（国家形成）

II型 経済の構造改革 農業主導 ↓ 工業主導（国家による経済成長）

III型 社会の構造改革 共同体自給 ↓ シビル・ミニマムの公共整備（I II型の成果をふまえた自治体主導による市民福祉の公共整備）

これら政策の担い手は、ヨーロッパモデルでは、I型が一六、十七世紀以降の絶対主義国家、II型が一九世紀の

経済成長の追求（この段階は前期と七〇年代以降の後期に分たれる）、Ⅲ型が二〇世紀後半での福祉政策の成熟とたどることができよう。それぞれの、理論の発想と構成をマクロにみると、

Ⅰ型 一元・統一理論（国家主権！）

Ⅱ型 二元・対立理論（階級闘争！）

Ⅲ型 三元・重層理論（市民自治！）

ということになる。

右のような近代化政策三段階と理論発想・構成を日本に適用してみると、Ⅰ型が、「強兵」、Ⅱ型が「富国」として、明治政府が富国強兵を同時に強行する。だが、国家主導の富国強兵による政治緊張が大正にはいれば階級闘争となり、その危機の転化である侵略戦争は第二次世界大戦で、破綻する。そのため、戦後、いま一度、国家主導のⅡ型政策が再編され、五五年体制の保守・革新というかたちで、新憲法（民主化）による経済成長（工業化）の追求となる。新憲法は革新がない、経済成長は保守がなくなるといふ、典型的な二元・対立構造となる。しかし一九六〇年代以降になると、近代化の成熟をしめす日本の大衆社会ないし都市型社会への移行につれて、日本の政治理論ないし社会科学の理論課題が漸次変わり、国レベルの政治においてはⅡ型段階の保守・革新という二元・対立をのこしたまま、自治体レベルから、あらたに近代化Ⅲ型政策が課題となりはじめる。（１）工業化をめぐっては福祉・都市・環境問題、（２）民主化については「市民」ないし「自治体」が、日本の社会科学の理論主題となっている。（１）をめぐるシビル・ミニマム、（２）をめぐる市民参加に象徴される近代化Ⅲ型段階の多元・重層化理論の模索がはじまり、市民・自治体あるいは自治・分権、さらに分権化、国際化、文化化を座標軸とする新思考ないし政治スタイルの転換を必要とするようになって<sup>00</sup>いる。

さてこの款の最後に、今日の時点における、私自身の松下「大衆社会」論の評価を記しておこう。この三十数年のあいだに、松下の理論的立場は、すでに見たように、根本的に脱マルクス主義化し、いつてみれば、通常の近代化理論の一種となった。しかしこの数十年の間に評者である私の理論的立場も大きく変化した。松下と同じように、青年時代の私は、スターリン主義の「ブルジョワ政治学」批判に反感をもち、ソ連型社会主義を支持したことは一度たりともなかったが、松下と違って、松下が脱マルクス化していった一九七〇年代には、なおレーニン・ロシア型とは異なる多数者獲得と平和移行を二大条件とする「先進国革命路線」なるものを支持し、提唱さえしてきた。しかし、八九〇九一年のソ連・東欧の共産党政権の崩壊、その余波をうけた西欧共産党の中で、最大で最先端の位置を占めていたイタリア共産党の左翼民主党への転換（これは多数派獲得・平和移行路線をとるとしても、先進国における「革命」概念の放棄ないし「革命」の不可能性の承認を意味する）は、それだけの理由・根拠のある現象ないし「転換」と考えた。ただ、思想ないし理念、運動ないし政策としての「社会主義」については、多国籍資本やいわゆる「市場経済」の専横や負の側面を抑制するために、それはなお歴史的に重要な役割を果たしうると考えている。今日の時点での松下と私とのこれらの問題についての思想的差異は、私の側では完全につめ切っていない。それはともあれ、今日の私の理論的立場から、『現代政治の条件』に代表される松下の初期の理論展開をどう評価しうるであろうか。

第一に、戦後社会科学史において、松下の問題提起は、現代政治の条件として、マルクス主義的な独占資本主義段階の一般の問題性と「社会形態」としての大衆社会化状況ないし大衆社会を結びつけることによって、階級闘争の様相が変化することを、鮮明に打ち出したものであったが（そしてそのかぎりでも当時の理論状況では耳目衝動的であったが）、時あたかもソ連共産党第二〇回大会におけるスターリン批判、あるいはその余波としてのハンガリ

「事件が勃発し、「マルクス主義の危機」が論じられつつあったがゆえに、マルクス主義者（日本共産党系知識人のみならず、社会党向坂派に当時属していたマルクス主義理論家をも含めて）の側からの反撥・反論を惹起し、ここに「大衆社会論争」が生起するが、マルクス主義者の側からは、これを自らの思想的営みの刷新・改良の素材とするような反応は、ほとんど見られなかった。

第二に、より長期的視点、および松下のその後の理論的展開という観点から見ると、松下の初期労作は、松下のその後の理論展開の基石をおくことによつて——政治的・経済的現実の進展とそれを理論化しようとする松下の努力によつて数多くの修正・補正を蒙りつつも——、戦後日本の社会科学における、もつとも体系的で、多彩・多面的でもあるイノヴェーションの出発点となつたと評することができるであろう。松下の初期労作とその後の独自の理論展開との関係は、鶴見俊輔的いい方を借りるならば、この場合には、マルクス主義理論（資本主義の独占段階）と、近代政治理論の構造転換形態としての「巨大社会」——「大衆社会」をキイカテゴリーとする、《自由》の現代的条件の理論化の折衷主義的・理論的・創造性の一証左とみなしうるかもしれない。

## 2 都市政策論・シビル・ミニマム論、市民自治の憲法理論

さて初期松下理論が、これまでに言及してきた、『市民政治理論の形成』（五九年）、『現代政治の条件』（五九年）、加えてそれを日本の現状等に敷衍・延長した『現代日本の政治的構成』六二年、『戦後民主主義の展望』六五年、および最初のユニークな形式の政治学テキスト・ブック『現代政治学』六八年によつて代表されるとすれば、中期松下理論を代表する労作が、二冊引き続き刊行されたほぼ六〇年代の論文集『シビル・ミニマムの思想』（七一年

三月」とその姉妹書である書き下ろしの岩波新書の『都市政策を考える』（七一年六月）、そして松下の説く地域民主主義・自治体改革・市民運動・市民自治の観点から、戦前から戦後に至るまで変わらなかつた憲法・行政法理論——市民不在の国家統治の憲法理論——の抜本的批判を試みた岩波新書の『市民自治の憲法理論』（七五年）であるということができよう（その他にも松下の七〇年代の労作としては、朝日新聞等連載の『新政治考』七七年。七八年、七九年の『朝日新聞』の、「論壇時評」をテーマ別に再整理した『市民自治の政策構想』一九八〇年がある）。

一九六〇年代七〇年代の松下の中期理論の現実的および主体的（実践的）背景となつたのは、一九六〇年代における経済の高度成長であり、またそのメカニズムの破綻の明確化であり、これに対決し克服するための、六〇年代中葉からの地域民主主義、自治体改革のための闘争の高揚であり、それらの運動への松下の積極的なコミットメントであつた。そしてそのコミットメントの理論的成果として、「地域民主主義」、「自治体改革」（ともに一九六〇年における松下等の造語）、そして多大な政治的実践的理論的政策論的影響力をもつた「シビル・ミニマム」（一九六五年）の用語も生れた。この点を当時の松下の発言によって確かめよう。

「かつてわれわれは、一九六〇年代を、講和期につぐ戦後第二の転換点と位置づけた。だがさらに六〇年代は、国民生産力の高度成長の持続によって、日本を一挙に工業中進国から工業先進国へとおいあげることになつた。（中略）しかし同時に、この過程で、日本の高度成長のメカニズムの破綻も国民の誰の目にもあきらかとなつた。公害による自然と人間との生態学的均衡の崩壊、あるいは消費文化の肥大にもかかわらず進行した都市問題・農業問題、さらに物価問題の激化にみられる国民生活の矛盾がこれである。しかも高度成長のメカニズムが明治以来の国家の論理・資本の論理の延長であるかぎり、これを再構成して、そこからあらためて——明治百年にしてはじめて

の市民の論理を問うことを国民的課題とすることになった。（近代化Ⅰ型段階・Ⅱ型段階からⅢ型段階への移行の必要性和必然性<sup>101</sup>）そして松下は、このような課題をもつ市民の論理・生活の論理を、彼自身の用語である「シビル・ミニマムの思想」と命名したのである。

さて『シビル・ミニマムの思想』と『都市政策を考える』は、同年に引き続いて公刊されたものであり、両者の関係は、前者は一九六〇年代の問題性、都市と都市科学、社会分権と政策形成、テクノクラシーとデモクラシーの四部構成をもつほぼ六〇年代の論文集、後者は、それをうけて、一般読者公衆に、都市政策をどう考えるかについて問題提起をおこなったものである。すなわち、「工業化」、「都市化」、「市民化」という現代的状況をふまえて、都市と自治体のイメージを再構成し、私たち市民の可能性を展望したものであって、その意味では、都市科学の形成を中心に、現代社会科学入門という性格をもになわせた本である。

このうちの前者については、松下自身による、大変有益な要約があるので、それを紹介しておこう。<sup>102</sup>

1965年に提起したシビル・ミニマムとは、都市型社会における市民政策標準をいう。ようやく日本が大衆社会ないし都市型社会にはいりはじめた1960年代には、まだ保守・革新のイデオロギー対立がつよのこり、都市型社会独自の政策標準論を当時の保守・革新ともに考えていなかった。

シビル・ミニマムは、イギリスの都市社会主義フェビアニズムによるナショナル・ミニマムの発想をふまえ、次を加えている。

- (1) 国レベルのナショナル・ミニマムに対置し、自治体レベルからの市民生活基準を提起して自治体の地域個性

をいかにすること。

(2) ナショナル・ミニマムが「社会保障」を中心課題としたのにたいして、さらに「社会資本」「社会保険」をふくめ、ひろく都市型社会に対応させたこと。

(3) インターナショナル(グローバル)・ミニマムも設定して、今日の世界政策基準の国際立法を予示したこと。

このシビル・ミニマムの提起は、①当時、農村型社会の発想にとどまっていた旧保守・革新の社会科学を「都市型社会」に対応させる理論転換、②日本の社会科学の外国理論の翻訳・崇拜型から、日本の現実課題にとりくみうる「政策研究」への改造を誘導、③都市型社会で登場する市民活動に政策公準を提起して「市民自治」型のルール策定を明示するという意義をもち、自治体改革、分権化、国際化の理論枠組をかたちづくった。

その基本論点は、社会学の課題をなす都市型社会における生活様式・生活構造の変化を定式化し、これを政策構成の土台においたことにある。なお、1980年代以降、重点はシビル・ミニマムの量充足から質整備にうつる。この移行については拙著『日本の自治・分権』(岩波新書、1996)参照。

この二冊の書物において、松下が、自らの初期労作のアイデアをさらに発展させ、学界に提起した問題として、都市科学ないし「都市政策の科学とビジョン」という提起があり、さらにそれと密接不可分な関係をもつ政策科学の提唱——「現代における政策科学の主要領域をなす都市科学の形成」の提案——がある。<sup>43)</sup>政策科学としての都市科学という問題提起は、松下一人の提唱にかかわるものではなく、一九六七年美濃部都政が誕生した直後に形成され、伊東光晴、篠原一、松下圭一、宮本憲一編の岩波講座『現代都市政策』(一九七二・七三)に執筆する研究グループによって提起されたものと見ることができ、松下がその中心人物の一人であったことは疑ない。<sup>44)</sup>



松下の都市問題へのアプローチの展開過程としては、①大衆社会論の延長、②六〇年の〈安保・三池〉についての総括としての、地域民主主義・自治体改革の提起、③自治体政策の具体的な組織・政策論の展開（自治体政策の三原則・五課題の設定——後述）、④従来の社会学・地理学を主流とする実証科学・法則科学としての都市科学と異なる「政策科学」としての都市科学の構想とシビル・ミニマムの提起、⑤現代型人間型（エートス）としての市民の設定、という、松下自身の整理があるが、以下では『都市政策を考える』を中心として、松下の政策科学としての都市科学とシビル・ミニマムの提起で、重要なポイントを押さえておきたい。

第一に、松下の政策科学の構想においてもっとも卓抜していると私が考えるのは、彼のシビル・ミニマムをナショナル・ミニマムへと転換させること、さらに南北問題の現実を考えるならば、インターナショナル・ミニマムの設定による国際的富の再分配にまで及ばざるをえないとされていることである。換言すれば、シビル・ミニマムの設定は、必然的にナショナル・ミニマム、インターナショナル・ミニマムの設定を促していき、政策科学から見ても、平和問題（平和科学）、都市問題（都市科学）、南北問題（開発政策）という今日の戦略課題に対応する統一的方法を構成することになるというのである。さらに言葉をかえれば、シビル・ミニマムの提起は、現代世界の三戦略課題の政策科学的媒介環となりうるとともに、日本の国民的選択の方向を指向しているものであり、新しい国民目標の中核となるべきものである、という。私はこの点が、松下『都市政策を考える』のもっとも重要なメッセージであったと考える。

なお、都市政策の公準としてのシビル・ミニマムについて、松下は、（一）市民参加によるシビル・ミニマムの策定、（二）政策基準の数量化とそのシステム化（コンピュータ技術の登場と計画理論から「行動科学」にいたる政策構想の方法論の成熟）という政策形成・選択をめぐる状況構造の変化と政策技術の発展が、政策科学として

の都市科学（政策）を要請もし、可能とするというのである。<sup>47)</sup>

それでは松下は、シビル・ミニマムの具体的内容（市民の立場からすれば権利）としてどのような柱を示しているのだろうか。それは、周知のように、以下の三本柱である（その具体的内容は時期によって若干の変異があるが）。

I 社会保障（老齢年金・健康保険・失業保険をふくむ給付制度・困窮者保護制度など） II 生存権

II 社会資本（住宅、道路、上下水道・電気ガス・廃棄物処理をふくむ都市装置、学校・公園をふくむ市民施設） II 共用権

III 社会保険（公共衛生、食品衛生、公害防止など） II 環境権

ところで、このようなシビル・ミニマムの充足（それが一応充足された後では、行政の分権化・国際化・文化化が課題として登場するが）のためには、自治体改革が必要とされるのであるが、松下は、この点にかかわって、自治体改革の三原則および五課題を提起する。<sup>48)</sup>

自治体改革の三原則

(i) 自治体における直接民主主義の実施

(ii) 自治能力の国民的蓄積

(iii) 政治体制の民主改革

自治体改革の五課題

(1) 市民の政治的自発性の喚起

(2) 市民生活基準としてのシビル・ミニマムの保障・拡充

（3）地域生産力の増大をふくむ都市改造・農村改造の実現

（4）自治権の拡大による国の政治・経済の再編

（5）自治体機構の民主的効率化

右の五課題のうち、（1）（2）（5）は誰でも考慮する論点であるが、政治学者である松下が、（3）で「地域生産力の増大」を自治体改革の課題の一つとしたことは達見であり、また（4）は、松下による市民↓基礎自治体↓広域自治体↓国（↓国際機構）という市民の信託による、下からの統治機構の再編成への示唆を含んでいる。

さて松下の都市政策論、シビル・ミニマム論に対するもつとも根本的な批判は、松下と同学齢で旧制四高では文科と理科という違いがあつたものの同学年で、岩波の『現代都市政策』では共編者をつとめた、現代日本においても独創的な経済学者の一人である宮本憲一によつて書かれている。宮本の最近作『都市政策の思想と現実』によつて、宮本の松下理論批判を四点に整理し、それらについての私見を述べておこう。以下は宮本の批判。

① 都市・都市政策は体制を超えた歴史貫通的な概念であることは、松下の指摘するとおりであるが、その具体的な状況はその時代の生産関係や国の政治経済体制によつて規定されている（松下もこの点は認めるであろう）。宮本は日本の革新自治体の基本的欠陥は産業政策をもたなかつたことにある、という。そこで私が松下理論のメリットとして評価した「地域生産力」の概念を、宮本はもつと具体的かつ明確にする必要があつたというのである。それはそのとおりであろう。

② 宮本はシビル・ミニマム論には手段がないといったが、それは産業政策とともに財政政策の欠除を指している。 「財政改革による機関要任事務の廃止と財源移譲がなければ、都市政策は完結しない。云々」（宮本）しかし松下もこのことを知らなかつたわけではないし、そのことはかなり早くから主張していたし、最近の著書『日本

の自治・分権』等でもこの点は確認されている<sup>24)</sup>。

③ 宮本は、シビル・ミニマム論は、西欧の都市をモデルにして（たとえばル・コルビュシエ流の近代主義）立論しているとするが、——この点について松下はこの批評をそのまま受容するとは思われない——、現代は資源と環境に制約があるので、大量消費型の都市的生産様式の改革が必要で、（たとえばごみ問題などについては）シビル・マキシマムの設定が必要ではないか、と主張する。宮本がそこで例示しているかぎりの事例では、その主張は妥当だと考える。また宮本が農村をどのようにして保全するかが、地球環境を維持する条件であると主張している点もそのとおりであって、かなり早い時点から松下の議論にやや農村・農民（文化）蔑視論のにおいをかぎとっていた私としては、宮本の「農村が持っている基本的性格、即ち豊かな自然との共存、分散したゆつたりとした居住様式、分業ではなく自給自足的な地域完結型で総合的な生産方法、独自の農村景観と農村文化の保全」の主張に賛成する。

④ 主体の面では、市民運動の重要性はいうまでもないが、労働運動、特に自治体労働組合の行動が重要である、という宮本の主張は、その通りであろうが、国際化・産業構造の変化・高令化という条件のもとで、今日の日本の労働運動にどれだけの期待をもちうるのであろうか？

つぎに中期の松下理論を代表するもう一冊の労作『市民自治の憲法理論』の検討と評価に移ろう。

この書物は、松下が一九七三年、一九七四年の二ヶ年の間に発表した法学的思考や戦後憲法学批判の三論文を構成したもので、その狙いは、法学的思考とくに憲法理論の再構成への展望を提起することであった。すなわち、戦後憲法学が、戦前のそれから継承した「国家統治の基本法」という憲法イメージを、「市民自治の基本法」という

ロックの権力信託理論によって底基されている、現行日本国憲法のあり方に適合的な憲法イメージに転換させることによって、憲法理論を再構成することであった。

松下によれば、従来の日本の憲法理論の主流の理論構成は、保守・革新を問わず、国民主権を国家主権へと置換し、国民を国家の要素ないし機関とし、これを国家統治の対象へと解消し、また憲法機構としての自治体の独自性を設定できず、自治体を国家受任機関とみなすという根本的な欠陥を有するものであった。これに対して、古典的（ロック的）理解によれば、憲法は、市民自由・市民福祉を、市民個人の（基本的人権）として位置づける「権利章典」を中核とし、ついでそれを政治的に保証するために、国民主権に基づく自治体機構、中央機構を「機構信託論」という法技術構成を使って設定する「制度手続」を定めた「組織法典」から構成される。前著が主であり、後著が従である。松下が、憲法を、「国民社会において、市民自治により、市民自由・市民福祉を実現する、市民共和の基本準則」であるというのは、そういう意味である。出発点は「市民自治」であり、国民主権は、国家主権に解消されることなく、市民主権・分節主権という展開によって、市民レベル、自治体レベル、国レベルで、日常的に活性化されることを要する。そしてこのような憲法理論の転換を現実に促進してきたものが、市民運動・市民参加のひろがりであったことはいまでもない。

ところで松下の理解によれば、憲法理論の再編は、憲法学だけではなく、それは「政治社会の総体理論であるベキポリテイクスとしての、政治理論の第一の責任である。」しかし戦後日本の政治学は、政治過程の実証研究という、いわゆるポリテイカル・サイエンスに急傾斜するか、あるいはいわゆる国家論にとどまって、「憲法構造」について「憲法」についての理論考察を無視しつづけてきた。他方、戦後の憲法学は、その理論構成においては、『憲法』制定にともなう必要な修正を戦前の理論構成にほどこしただけにとどまったために、戦前の美濃部に代表され

る官治型憲法理論・行政法理論は実質的に温存され、その理論構成を自治型憲法理論へと再編することはこころみられずにきたのである。<sup>23)</sup>

また松下は、「市民自治の憲法理論」という場合のキイ概念としての市民については、「市民とは、自由・平等という共和感覚をもった自発的人間型、したがって市民自治を可能とするような政治への主体的参加という徳性をふまえた人間型」という規定を与え、そしてこの市民型人間型は、理想概念ではなく、それなくしては、民主政治そして憲法という制度イメージ自体が成立しえない規範概念であることを強調している。<sup>24)</sup>

以上見てきたような、松下の「市民自治の憲法理論」の主張は、「国家主権」ないし「国家権力」の概念を不要ならしめる、換言すれば、「国家」という絶対・無謬かつ閉鎖型の擬人化された観念自体を崩壊に導くようなラディカルな主張を内包していた。<sup>25)</sup>しかし、松下のこのような憲法理論は、日本の公法学、そして政治学にどのようなインパクトをおよぼしたのであろうか。管見のかぎりでは、松下理論のインパクトによる公法理論の変化は、行政法の一部においてはあらわれているようであるが、憲法学の主流理論は、一見したところ、ほとんどまったく影響を受けていないように見える（解釈論の精緻化はいっそう進行しているようであるが）。また政治学の領域においても、松下理論の影響下に、それを制度論・政策論としてさらに発展させようとした試みないし業績もほとんど見当たらないようである。<sup>26)</sup> こういう公法学界、政治学界の現状を、われわれはどう理解すべきなのであろうか。松下理論があまりにも先駆的であるために、それらを咀嚼し、展開することが困難なためであらうか。それとも松下理論の側にそのことを防げるようななんらかの要因があるのであらうか。率直な討議が必要であらう。

### 3 松下理論の到達点

松下の理論展開は、一九九〇年代に入って、次の二冊の名著によって一応の集大成を迎えることになる。すなわち、その一は『政策型思考と政治』（一九九一・一二）であり、三六八ページの大著であるが、全文書下ろしである。他の一冊は、『現代政治の基礎理論』（一九九五・九）であり、松下の一九八〇年代から一九九〇年代はじめにかけての論稿をまとめたものである。（こちらは総ページ、三二七）。両著ともに、都市型社会ないし現代政治（松下によれば、日本においても都市型社会は一九八〇年代に成熟期に入ったとされる）における市民政治学の構築をめざしてきた松下理論の集大成という意味で、姉妹書なのであるが、書物としてのまとまり、体系性などの点では、政策型思考と政治を体系的に論じた前者が、政治学の基礎概念・研究方法にかなする考察をまとめた後著にまさっている（前者は一つの注も含まない学術書としてはやや異例の体裁をとっているが）。したがって本款においても前著に重点を置きながら吟味していくことにしよう。

さて松下は、後著の「あとがき」で、この両著の主題は、

- (1) 都市型社会ついで市民の歴史的位置の設定
  - (2) 国家観念の破綻にともなう政治学の理論転換
  - (3) 自治体、国、国際機構という三政府構成
- をふまえた《分節行政》の構想にある、とのべている。<sup>28)</sup>

このうち(1)の課題は、前款前半で扱った松下の中期の主要作品、すなわち『シビル・ミニマムの思想』や『都市政策を考える』で、すでに基本的に設定され、解答が与えられている。(2)の問題についても、前款後半でと

りあげた『市民自治の憲法理論』でおこなわれていた。松下は、「戦後もつづく『国家統治』という〈観念崇拜〉に、『市民自治』の〈政策・制度〉を対置していくのである。私の国家観念との別れは、この時点〔『市民自治の憲法理論』執筆の時点〕ではじまっている。」と自己確認している。この国家観念が、都市型社会への移行とあいまって、日本をふくめた先進国では、ようやく崩壊しはじめる。いわゆる「ボーダレス」化（グローバル化）のインパクトによって、「分権化・国際化・文化化」が時代の課題となり、政府としては、自治体、国際機構が自立して、自治体、国、国際機構という政府の三分化がおこる。そうなると、政治学ないし社会科学一般のパラダイム転換がひきおこされ、政治はあらためて国家観念から解放され、自治体、国、国際機構それぞれの政府をどのように位置づけるかの理論構想となっていく。それと同時に、国家観念との別離は、理論パラダイムの転換のみならず、思考方法の転換をも伴うことに留意する必要がある。つまり、国家という「観念」の「実存論」を、国レベルの政府論という「唯名論」におきかえること、共同体モデルの普遍実存論から人工モデルの普遍擬制論への転換である。かくして、政治の観念も、国家統治、権力中心のそれから、市民の〈組織・制御技術〉におきなおされ、その組織・制御をめぐる、政策・制度の習熟へと、脱魔術化する（この点、後述）。

これらの議論の筋道をのべながら、松下は自らの『政策型思考と政治』を、「現代の政治文法書となっているはずだ」と自己評価する<sup>64</sup>。松下は自らのこの著作を、「巨大社会（＝大衆社会）における政治理論」の構築を目指したラスキの『グラマー』（一九二五年）の、大衆社会＝都市型社会の成熟期における改定版と自負しているのだから。このことは本書二ページの十一行からなる本書要約の、「この新しい政治状況には、新しい政治理論が必要である」というトクヴィル＝ラスキの引用によっても確かめられる。

本書は全体が20章から構成されている。全体は七部に分かれるが、1 政治政策と市民 は、全体のイントロダ



クシヨンであり、特に重要である。ここでは、農村型社会から都市型社会への移行が、かつて共同体（アリストクラシー）にゆだねられていた住民の生活保障が、シビル・ミニマムの公共保障・整備へと転換するというトクヴィルのテーゼが確認され、「共同体から政策・制度へ」と定式化される。この都市型社会においては、《政策》による《制度》の整備という公共政策をめぐって、不断に政治が発生し、この争点の日常化・全般化は、政治（主体）の「多元化」と、自治体、国、国際機関の政府レベルの三分化および政策基準（自治体法・国法・国際法）の三分化、つまり政治の「重層化」を産む。こうして「政治は、市民の参加を土台とし、政府の選択を介した、政策・制度の組織・制御技術となる。政治は、政策・制御ないし政府の選択をめぐる、市民の組織・制御技術、つまり《社会学》となる。」

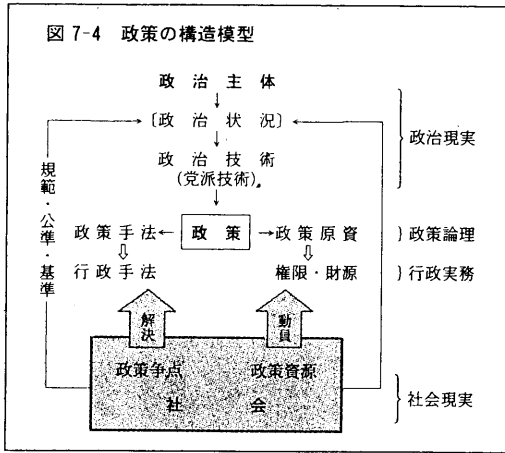
この都市型社会における政治の定義において重要なものは、政策と制度の意味および両者の関係ではある。松下は「政策」とは「問題解決の手法」、「問題解決のための作業仮設の設計」という常識的定義から出発する。しかし、政治において問題になるのは、公共課題・公共政策である。公共課題・公共政策とは、（１）個人の解決能力を超える「問題領域」をめぐって、（２）資源の集中効果を發揮できる「解決手法」があり、（３）ミニマムの政策・制度保障として「市民合意」が得られる、という三条件が必要な政策である。そして「公共政策」と「政府政策」とは区別されねばならない。つまり、公共課題の解決の模索としての「公共政策」は、政治主体としての市民、団体、企業、政党さらに政府の各レベルでしばし相互に競争的に構成される（政策の党派性）が、「政府政策」とは、公共政策が、自治体・国・国際機構の各レベルの基本法に基づく「手続」によって、公認の正統政策となったものをいう。ここまではいいのであるが、松下における制度の定義は、どうも分かりにくい。松下は《制度》つまり政府レベル（二ページ）と試みてみたり、政府政策への統合手続である「政治制度」のあり方、政策主体としての市

民間個人を政府政策へと統合する「政治制度」、「政治統合の制度手続の設計」基本法（八八ページ）、「公共政策は、政府による基本法手続を経て、その権限・財源とともに、（制度）として定型化するとき、政府政策となる。政府政策の成立ないし定義は、各政府レベル『決定』としての、（一）基本法手続による、（二）権限・財源の定型化となる。「政策」は「制度」となるのである。この制度としての定型化が、いわゆる《立法》（行政準則の策定を含む）である。」（一四二ページ）こういうさまざま規定があつて、どうも一義的な理解をえられないが、松下の制度観は、実は案外に、伝統的で、公共政策が、基本法に定められた手続によって、権限・財政をとまなう、正統な政府政策として確定されることを指しているようである。<sup>63</sup>

2 都市型社会への政策、3 「近代化」と政策の歴史、4 分権化・国際化・文化化、5 日本の政策条件の四つの章、これを本書の第一部と呼ぶとすれば、この第一部は都市型社会の政策、政策の歴史、政策の八〇年代以降の趨勢、近代化以降現代に至るまでの日本の政策条件、を扱った部分であるが、これまでの業績の要約以上の新しい論点の提出はない。

つぎの四つの部分、かりに第二部（6 政策発想の再編、7 政治技術と政策手法、8 政策の資源と類型）、第三部（9 政策的思考の論理、10 政治思考の構造・公準、11 政治的思考の成熟）、第四部（12 政策決定と政府・基本法、13 政策開発と管理・行政、14 政策費用と財務・財政、15 政策実現の手法・手続、16 政策の実効・演出・転換）、第五部（17 自治体レベルの政策、18 国レベルの政策、19 国際機構レベルの政策）と命名すれば、これらは本書の本体部分であり、いわゆる政策学の実質的内容を提示している。松下自身の用語では、「これまで未熟であった政策研究の定礎ならびに用語法の確定」<sup>64</sup>に寄与しうる部分であるといえる。

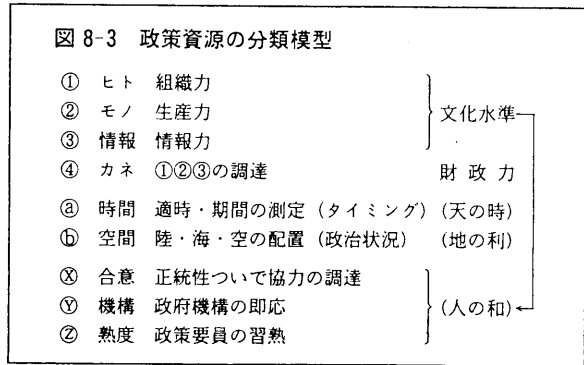
以下、各部分ごとに、若干のコメントを加えよう。第二部では、6—（4）の法概念の再定義（とくに九九—100



一ページ)がまず、重要である。政治技術と政策手法を論じた7は、全体として独創的といつてよい整理であるが、「政策とは、まず大衆の《政治技術》である」という命題、「政策には、『正しい』政策はない」という命題にはじまって、政策と政策「研究」(科学)とのちがいが、政策型思考と科学型思考の類比的対比(一〇四ページの図7-1)、政治活動ないし、闘争の、対抗・大衆・対内の三面活動に対応する、対抗技術・大衆技術・対内技術が、《政治技術》の三類型となり、この三面活動の緊張の自覚こそが政治リアリズムであるという指摘、「民主政治は、治者と被治者の一致の想定から一歩つきで、議会というヒロバをふまえ、市民の党派間における《闘争》↓質の闘いを、市民の多数合意という支持の《競争》↓量の闘いにおきかえる手続をいう」という命題。<sup>69</sup>政治技術の三面性とその循環の指摘、そして「政治とは、ミクロの個人レベル、マクロの政府レベルをふまえて、人間の行動の組織・制御技術である。政策とは、党派状況において、政治単位が、説得、暴力を《媒介》として、他の政治単位の「同意」を獲得する、組織・制御の手法とみなしうる」、この同意獲得の手法は、物質価値(富)、精神価値(名誉)≡政策原資の操作によるから、「政策とは、《政策原資》としての物質価値・精神価値を操作して、『同意』を獲得していく手法である」、この政策原資ないし価値の操作を《政策手法》と呼ぶのである(なお、一二〇ページには、政策の構造模型が図7-4として図示されている)。

8 政府の資源と類型。政策資源の分類模型が示され(一二七ページ

図 8-3 政策資源の分類模型



題の〈類型化〉、Ⅱ 政策解決の〈標準化〉、Ⅲ 政策解決の〈定型化〉 Ⅱ 〈立法〉をあげる(一四四ページ)の図9—3 政策の三角循環模型、参照)。ついで目的・手法の設計方法として、よく知られている政策のピラミッド模型(一四六ページの図9—4)を提示している。《組織》とくに政府を通しての政策型思考は、〈政治過程〉の内部で、図9—5のような制度循環をもった政策過程模型として描かれ、最後に、政策的思考ないし、「政府政策」の

の図8—3)、政策が、個別政策Ⅱ施策(直接・具体の問題解決)と構造政策Ⅱ計画(長期・総合の社会改革)に分化することが指摘された後に、後者の後発国型と先進国型の二類型における計画の特徴と、前者(指令型計画)から後者(指導型計画)への移行が指摘され、「社会余剰の適正集約・配分をめぐる、(1)予測と調整、(2)相互制御が、誘導型計画の方法となる」と指摘される。8—(4)では、政府の類型として、(1)手続別、(2)課題別、(3)方式別、(4)手法別、(5)政府計画別、の五つが提示される。

第三部、9—11は、イントロ、第一部、第二部の考察を踏まえた、本書のテーマ「政策型思考と政治」そのものを直接扱ういわば本書のクライマックスをなす部分である。

課題は、《市民制御》を前提に、自治体、国、国際機構の各レベルに分化した「予測と調整」が中心となり、政治家の責任とは、この予測と調整についての、市民にたいする責任をいう、と説かれる。

10 政治思考の構造・公準。ここでは、政策型思考というよりは、より一般的に「政治思考」がまず問題とされていて、政治思考の中核は、個人としての「決断」にあること、それには権謀術数、「二重思考」などがつきまとい、その基本媒介となるのは情報（争点情報、基礎情報、専門情報）であること、また政治思考は党派性を基本にもつために、《市民論理》に対応した、組織・制御の《準則》が不可欠となる。都市型社会においては、そのような準則となるのは、《市民規範》、つまり市民間の政治対立を調整する手続で

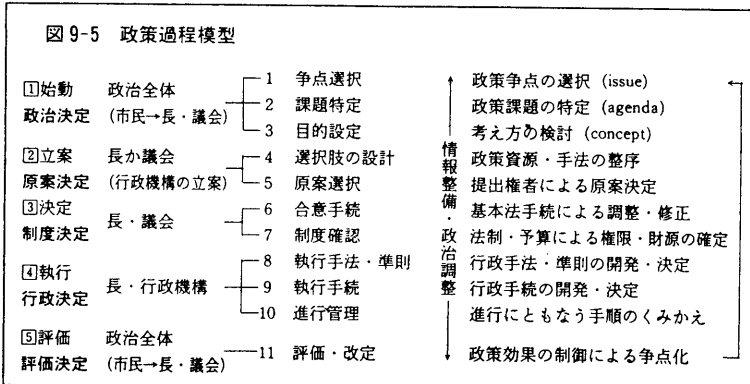
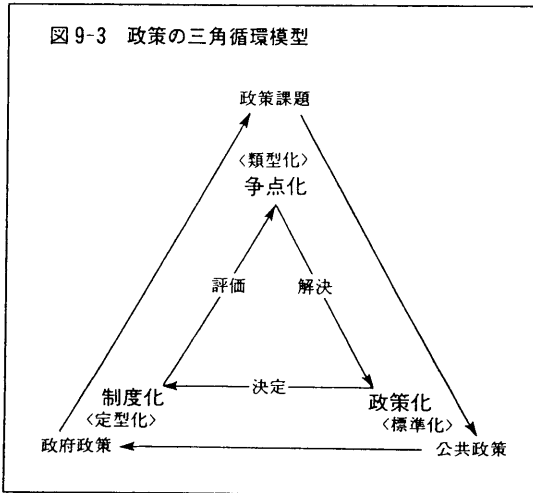


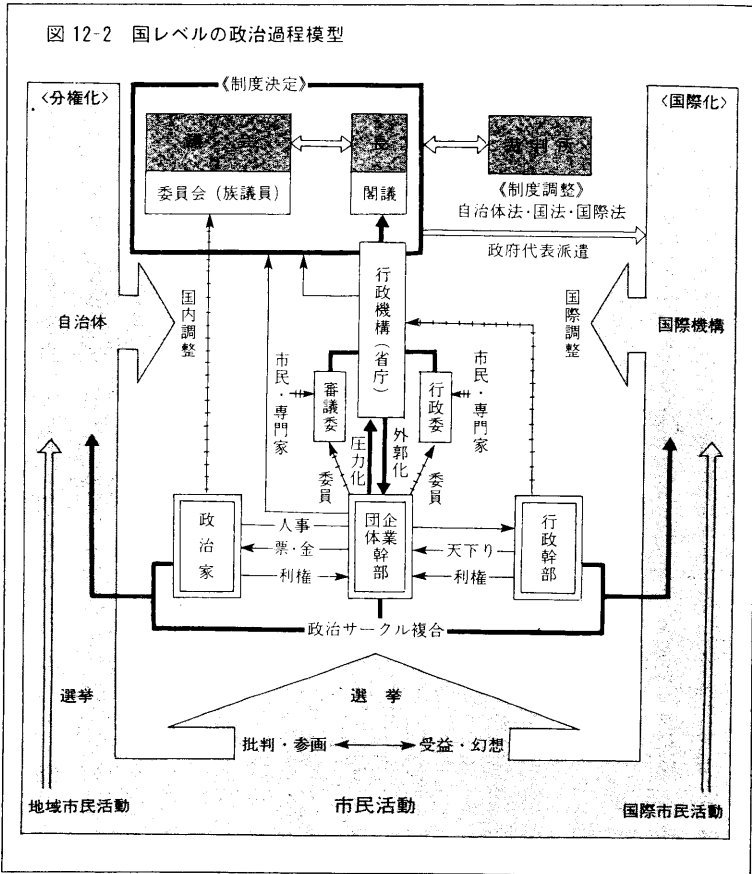
図 10-2 市民規範・政策公準模型

〈市民規範〉		
I 基本規範	市民自治・市民共和	(市民主権)
II 価値規範	① 市民自由=人権・平和	(自由権=人格価値)
	② 市民福祉=シビル・ミニマム	(社会権=生活価値)
III 組織規範	政府の自立・安定・革新	(自治体 国 国際機構 の政府責任)
〈政策公準〉		
X 合意公準	① 政策目的の普遍性	(普遍目的による規制)
	② 政策手段の妥当性	(妥当手段の選択)
	③ 政策結果への責任性	(責任手続のくみこみ)
Y 選択公準	① 公平性 (社会的)	(最大正義)
	② 効率性 (経済的)	(最小費用)
	③ 効果性 (政治的)	(最適効果)
Z 策定公準	① 最低保障の原則	(ミニマム政策の要請)
	② 政策革新の原則	(先駆型開発の要請)
	③ 簡明簡便の原則	(わかりやすさの要請)

としての境界の自覚、(2) 個人としてのマクロ予測の習熟、(3) 個人としての政治責任への対処、が挙げられている。政治家はまず「市民」であることが出発点であり、「市民性」が基本であることが強調されている。

ある、自治体、国、国際機構の各「基本法」に制度化される政治規範であり、政策「内部」の政策論理が「政府公準」——「個別」施策の策定・選択の「一般」準則——である。それらは、図10-2(一七四ページ)のよに整理されている。この辺の整理は、政策研究者にとつても、政策担当者にとつても、たいへん有益であろう。

11 政策型思考の熟成、は、日本においても都市型社会の成熟にともなつて、市民における政策型思考への習熟が見られるようになり、また政治型思考に習熟する政策知識人(法曹などの制度知識人と区別された)が成立・分化するようになるが、行政職員が「政策知識人」となるためには、「職員研修」の改革による政策開発が急務となる。長、職員をふくめた政治家については、松下は、政治ないし、政治思考に習熟すべきで、政治家すべてが、直接、政策知識人である必要がないという。ただ、政治家が政策をめぐって対応すべき論点として、(1) 個人



第四部、すなわち12～16の五つの章は、政策にかかわる諸問題を、五つの側面から巨細に分析した部分であるが、紙幅の都合もあって、細かな検討は別の機会に譲って、大づかみにその内容をまとめておきたい。12章では、さしあたって国レベルを例として、政治過程模型を提示し、(二〇七ページ、図12-2)、議会、長の制度と課題を論じ(議会の五課題、長の五課題、二一三ページ)、「対市民規律」(かつて辻清明が「対民衆官紀」という用語で表現したもの)の重要性に及ぶ。

13 政治開発と管理・行政では、都市型社会では、管理↓行

政↓政治と行政機構の基軸性が生じ、このことをふまえた上での〈政治〉の主導性が問題になることを確認した上で、行政機構は、「法の執行」の機関ではなく、政策の立案・執行・評価の機構として位置づけられるべきとし、とくに自治体レベルにおける〈法務政策〉（政策法務プラス訴訟法務）の推進と、行政機構の劣化を防止するための、行政内部からの政策・制度開発をとおしての行政革新の急務が説かれる。

14 政策費用と財務では、〈財務管理〉は、公平性・効率性・効果性という政策公準をふまえた行政経営として位置づけられ、長期に財源を整備し、財務のあり方を決定する「政治」としての〈財務政策〉と区別されつつ、財政・財務の制度改革・予算編成の改革に及んでいる。

15 政策実現の手法・手続、では、政策執行の段階における政治の噴出という現実をふまえての、「行政手法」の類型化（二五五ページの図15—1、参照）、「行政手続」の適正化（二五九ページの図15—3、参照）そして行政機構の〈対市民規律〉の制度化が論じられる。

16 政策の実行・演出・転換、では、政策を改めて政治全体の文脈に置き直し、政策の実効性（政策としての「策定可能」と「執行可能」）と世論の関係、政策の演出におけるマスコミの役割、政策転換と政府交代と結びつき、都市型社会にみあった、三〇年単位の政策・制度の模索・選択が政治の課題ならざるをえない、と結ばれている。

本書の第五部をなす17—19章においては、松下の政府三層構造論を前提として、自治体レベルの政策、国レベルの政策、国際機構レベルの政策がそれぞれ論じられ、自治体の新しい政策領域・日本における政策論点、世界政策基準・国際立法法について、それぞれ問題提起がなされている。

本書の20政治制御と市民文化、は、結章であり、都市型社会における政治とは、市民による組織・制御としての政治であり、それは、《基本法》による組織制御（〈市民制御Ⅰ〉）「制度」による制御（〈市民制御Ⅱ〉）、「政策」に



よる制御（〈市民制御Ⅲ〉）として整理される（Ⅰは基本制御、ⅡⅢは現代型制御）。

ついで、制度制御と《分節政治》、では、市民制御の制度構想として、《分節政治》の理論が位置付けられ、（1）多元化による分節政治化 政治過程の五元化（図20・1）、（2）重層化による分節政治化 政府の三層化（自治体、国、国際機構）、つまり政治の五元化×政府レベルの三層化からの出発であるとする。

政治の市民制御には、〈政策〉（政府公準、政策基準）によるそれも重要である。その最も典型的な一例が、エコロジーをめぐる三つの課題についての、自治体、国、国際機構三水準<sup>89</sup>の政策連動の場合であり、それは制度による市民制御と結びつく。

最後に、市民文化と政治の型という節である。生活ないし文化の型の転換には、政治の型の転換——国家統治型から市民自治型への転換——が不可欠である。

とはいえ、政治には、基本法による市民と政府との区別だけではない限界がある。第一には、政治では掬えない問題は、いつでも残る。第二は、政治では救えない問題は、いつまでも残る。政治による政策・制度は、外的な条件整備にとどまる。個人の内面性は、政策・制度をこえる個人自由について個人自立の領域だからである。政治は、ここでは停止するのである。

「だが、都市型社会では、農村型社会と異なつて、生活を起点に、地域規模から地球規模まで、政策・制度の造出、ついで組織・制御の可能性が、市民自治としての市民に問われている。古来、政治は、暴力と恐怖、虚栄と腐敗にみちみちていたが、政治が人間の営みである限り、今後も続く。そのとき、市民自治から出発するかぎり、市民は責任を誰にも転嫁できない。政治は市民個人の品質・力量からの出発である。」<sup>40</sup>この印象深い言葉で、この政治学、政策学の力作は、しめくくられている。<sup>40</sup>

松下理論のまとめを示すもう一冊の本、『現代政治の基礎理論』について、既述とダブらない限りで、簡単に触れておこう。これは松下の政治学論としては、一九六八年刊の『現代政治学』以降、一九七七～一九九四年に学会報告ないし論文として発表された、「都市型社会」から出発する現代政治の基礎概念と研究方法に関するアンソロジーであり、そこで扱われているテーマは、順に政治、都市、生活権、権力、政策、分権化、国際化、法学、行政、政治学である。この本の「あとがき」で松下は論じているように、政治学とは専門に閉じこもる個別の実証科学にはとどまりえない性格——それは政治の本性に由来する——をもち、すでに『政策型思考と政治』のところで紹介した(1) (2) (3) というマクロの問題設定(注28を見よ)は、実効性・予測性を持つべき政治学本来の課題であり、政治学のインセンティブであり、それに対して松下が提起したのが、『分節政治』の構想であった。<sup>42</sup>

政治学がマクロの構想を課題としているということは、いわゆる実証自体を軽視しているということではない。松下は、実証において、まず当事者に直接(経験)を与える(市民と共有する)「現場」度を第一に重視し、経験の幅を広げるための代理経験として、理論研究、資料編集、資料操作などをあげる。私の知る限り、戦後の日本政治学者の中で、松下ほど研究対象の「現場」に密接し、そこでの市民や関係者との交流から新しい問題や視点を引き出し、また彼らに示唆を与え、教育し、さらに、『政治学辞典』、『国民政治年鑑』、『資料・革新自治体』(一九九〇年・日本評論社)などを編集に携わることを通じて、自らの理論についての実証的裏づけを与えることに、多大の精力を割き、努力してきた研究者は見当たらないのではないか。

そして理論の構想と、その経験・実証との間には距離があり、両者間に不断の緊張があるが、理論構成は、その緊張から出発するのであり、さらに新しい理論地平を切り開く「基本概念」の設定と「方法概念」の開発が不可欠となるという。松下は、「私なりに、時代を視座にとらえる基本概念としては、工業化・民主化、自治体改革、

市民、シビル・ミニマム、市民自治、市民文化、都市型社会、政策的思考などの概念としての定式化、あるいは研究方法をめぐる方法概念としては、社会形態、人間型、生活構造、政府信託、政策・制度、政策法、さらには政府の三分化、行政の劣化などの問題領域の開示を試みてきた」と自ら総括している。<sup>44</sup>

この基本概念・方法概念の再編・開発をめぐって、今日政治学ないしひろく社会科学は、新しい時代と状況に直面して、「学として可能か」と問いなおさざるをえなくなっている。政治学の実効性・予測性は、「政治学は学として可能か」（マンハイム）という問の緊急性・戦略性から生れる。

松下は自らのこの論集を、彼の学生時代のゼミの指導教授、丸山眞男が、戦後の日本の政治学の再出版にあたり提起した「科学としての政治学」のカウンターパートとして位置付けているようである。<sup>45</sup>

このような観点からみるならば、この論集において、特に政治学の角度からいっても基本的な論稿である「1」組織・制御としての政治、「4」権力模型の構造・展開、「5」工業化・民主化と政策、そして「10」政治学の新段階と新展望などが注目される。なかんづく「1」と「10」が重要である。「1」は、この本の前著である『戦後政治の歴史と思想』（一九九四年）の終章として収録されていたもの（初出は『法学志林』一九九四年三月）の再録であり、松下はこの論文を、「『政治とは何か』という問について、私なりの遍歴の結果としての解答である。政治学を目指す人だれもが、この『政治とは何か』という問には、一生一回しか書くことは許されないのであろう。それゆえ、二度と書けない論稿である。」と述懐している。<sup>46</sup>

また「10」政治学の「新段階と新展望」は、日本政治学会一九七七年報告であり、松下の法政大学法学部の政治学の先任者であった名古屋大学名誉教授、故横越英一（一九二〇～一九九〇）編の『政治学と現代世界』（一九八三年、御茶の水書房）において定稿化されたものである。この論文は、戦後日本の政治学についての鋭い批判を含

む(簡単に言えば、政治過程論という発想による実証研究に流れて、日本の今日の政治についての全体構造がえられないし、またポリティカル・サイエンスたりえても、制度論、政策論、統合論、正統論、変動論という未来構想にかかわるポリティクスになりえていないという批判)、松下の政治学の構想が統合論、政策論、制度論、正統論、変動論の五分野にわたって簡潔に展開されている。丸山の「科学としての政治学」論文、小冊子「政治の世界」、一九六〇年政治学講義などとのつき合わせ、比較対照の作業が、なされる必要がある。

### 小括

以上の松下理論の初期から中期へ、さらに後期への転換の素描を通じて、松下理論が、日本の戦後政治学における新しい展開であるゆえん、あるいはそれを彼に先行する先生格に当たる丸山・辻の世代、さらに一九二〇年代前半の先輩世代と区別する「新しい性格」について、どのようなことがいえるであろうか。

第一。松下は『戦後政治の歴史と思想』というアンソロジーへの「解題」において、「私の課題は日本の中発国型の政治理論ないし社会科学をいかに先進国型に転換させるかにあったといえる」(近代化Ⅱ型段階の理論を近代化Ⅲ型段階の理論にくみかえること)と述べており、私はそれはその通りだと考えるが、その際重要なポイントのひとつは、松下の関心が政治(学)・行政(学)(自治体論を含む)に限定されず、それを中心にしながらも、法学・教育学、科学論、都市工学、国際政治・国際機構論<sup>49</sup>など、社会科学の諸領域のほとんど全般にわたっていることである。松下の問題関心は文字通りユニバーサルであって、日本の社会科学全体の転換がはかられ、それぞれの領域において、先駆的な業績を生み出していった。

第二。松下は、日本の政治学・社会科学において、政治過程論的な実証研究によるポリテイカル・サイエンスに對して、政治の構造ないし構想にかかわる、つまり未来構想にかかわるポリテイクスとしての政治学（政治研究）を重視し、制度論、政策論、つづめて制度・政策論（加えて統合論・正統論・変動論）を發展させてきた。具体的に言えば、他の共同研究者とともに政策科学ないし都市科学の形成と構築に寄与し（より具体的にはシビル・ミニマム等の重要な概念を創出し、「市民文化論」について、独創的な本を書いた<sup>69</sup>）。さらにすでに論じたように、その大著『政策型思想と政治』に示されているごとく、「政策研究の定礎ならびに用語法の確定」に多大な寄与をし、政策、制度型思考の普及に大きな役割を果たした。一言でいえば、松下は都市型政策研究と政策研究のカテゴリーの開発・整序の先駆者の一人となった。

第三。松下の理論的営為の特徴はマクロの政治的構想と理論家の「現場度」、現場における市民、職員との相互交流による学習経験との緊密な結合にあった。そのことの帰結として、松下の議論においては、マクロの理論と極めて具体的な、そしてしばしば技術的な議論・方策が有機的に結びつけられて、両方の説得力をますという結果が導かれると同時に、松下理論の実践的インパクト、現場の市民・行政職員への浸透と影響を非常に大きなものにしたといえる。より具体的に言えば、松下が一九九六年から一九九年までの三年間に立て続けに公刊した三冊の新書、『日本の自治・分権』（一九九六年）、『政治・行政の考え方』（一九九八年）、『自治体は変わるか』（一九九九年）を通してみれば、松下の例えば自治体改革提案が、極めて具体的問題について具体的になされており（例えば、『自治体は変わるか』の4 自治体法務へのとりくみ、5 自治体財務という新課題、6 問いなおされる企画室など）、またそのあとがきに挙げられている、講演や執筆の学会、団体、雑誌などの多彩さを見れば、関係団体、学会への影響力が、いかに広範なものであるかを察知することができるであろう。

以上が松下理論が、戦後政治学の「新展開」の名に値すると私が考えるゆえんである。

あとは蛇足としてつぎの二点を付け加えておきたい。松下理論の端初は、ロックの市民政治理論研究であったが、今回松下の公刊された全業績二十一冊を再通読してみても、松下理論の形成と展開にあたって、イギリスの政治学（ウアラス、ラスキ等）、イギリス・フェビアニズム（都市社会主義）などの影響が強く、またその評価の著しい高いことに気がついた。（アメリカ的）ポリテイカル・サイエンスに対する（イギリス的）ポリテイクスの強調もそうである。その限りで、その限りでのみ、松下政治学はイギリスポリテイクスの伝統と親和的であるといつてよい。

もうひとつは、松下は注(49)でふれたように、国際政治、国際機構についても、例えば「都市型社会と防衛論争」（一九八一）というような卓抜した論文を書いているし、またその「分節政治」論の一部としての政府の三分化論とのかかわりで、国際機構、国際法、世界共通文化について論じることが多くなっている（一例をあげれば、『政策思考と政治』19 国際機構レベルの政策、がある）。ただ、このレベルにおける政治と政策の見通しが、やや甘いのではないかというのが、私の印象である。日本の防衛についても、最近の憲法第九条改正問題についての動きを見ていると、さきの論文で示されているようなオプティミズムが果たして維持できるのであるか。松下がジャーナリズムでの発言をやめてからもう二〇年になるが、「都市型社会における市民（自治の）政治（学）」の今後の命運を松下はどう考えているのであろうか。その見解を聞きたいと思う。

## 注

(1) 例えば坂野正高、細谷千博、斎藤眞、浜内謙、松本三之介、坂本義和、宮田光雄、小川晃一などの諸氏の中の若干の方について、これまで、注で簡単に触れているだけである。

- (2) この一九三〇年代世代には——私の交友範囲に限定してのことであるが、一九三〇～三二年生れの松沢弘陽、伊篠大一、井出嘉憲、植手通有（以上東大）三宅一郎、山川雄巳（京大）、徳本正彦（九大）内田満（早稲田）、内山秀夫、堀江堪（慶応）等、本文で触れた一九三三～三四年生れの、高島通敏、山口定、半沢孝麿、阿部齋、有賀弘、河合秀和、前田康博（順不同）の東大文一、五二年入学組、早稲田では片岡寛光、中央では江川潤、三五年生れの故藤原保信、田中治男、三六年生れの三谷太一郎、三七年生れの故高柳光男（中央）、三八年生れの西尾勝、三九年生れの進藤栄一等が属し、四〇年代世代には、私の知友関係に限定してのことであるが、四〇年生れの村松岐夫、大森彌、寄本勝実、四一年生れの今村都南雄（中央）、四二年生れの佐々木毅、木村雅昭、故嶋武彦、四三年生れの飯田泰三、大嶽秀夫、五百旗部真、中野実、四四年生れの猪口孝、加藤節、水谷三公、四五年生れの平石直昭、佐藤愼一、加茂利男、豊下榎彦、水口憲人、四六年生れの渡辺浩、五十嵐武士、松本礼三、新藤宗辛、四七年生れの宮村治雄、浦島郁夫、加藤哲郎、伊藤光利、四八年生れの馬場康雄、北岡伸一、塩川伸明、下斗米伸夫、四九年生れの小野紀明、高橋進（東大）、高橋進（竜谷大）、五〇年生れの的場敏博等が続く。
- (3) 松下の主要な著作は、以下のとおりである。

- 『市民政治理論の形成』（岩波書店、一九五九年）  
『現代政治の条件』（中央公論社、一九五九年）  
『現代日本の政治的構成』（東京大学出版会、一九六二年）  
『戦後民主主義の展望』（日本評論社、一九六五年）  
『現代政治学』（東京大学出版会、一九六八年）  
『シビル・ミニマムの思想』（東京大学出版会、一九七一年三月）  
『都市政策を考える』（岩波新書、一九七一年六月）  
『市民自治の憲法理論』（岩波新書、一九七五年）

- 『新政治考』（朝日選書、一九七七年）
- 『市民自治の政策構想』（朝日新聞社、一九八〇年）
- 『市民文化は可能か』（岩波書店、一九八五年）
- 『社会教育の終焉』（筑摩書房、一九八六年）
- 『ロック「市民政府論」を読む』（岩波書店、一九八七年）
- 『都市型社会の自治』（日本評論社、一九八七年）
- 『昭和後期の争点と政治』（木鐸社、一九八八年）
- 『政策型思考と政治』（東京大学出版会、一九九一年）
- 『戦後政治の歴史と思想』（ちくま学芸文庫、一九九四年）
- 『現代政治の基礎理論』（東京大学出版会、一九九五年）
- 『日本の自治・分権』（岩波新書、一九九六年）
- 『政治・行政の考え方』（岩波新書、一九九八年）
- 『自治体は変わるか』（岩波新書、一九九九年）
- (4) 松下は、一九八七年になって、岩波の市民セミナーの連続講義をまとめた『ロック「市民政府論」を読む』を公刊しているが、この本の「あとがき」で、つぎのように論じている。
- 「今日の文明原理たる工業化・民主化は、ヨーロッパ（近代）の産物である。このヨーロッパ文化が作りだした工業化・民主化が文明原理としてヨーロッパをこえて地球規模に広がり、それぞれの伝統文化を再編して、地域個性をもつ新しい文化なしし政治・経済を育みながら、激動する（現代）をかたちづくっているのである。工業化・民主化によって解体され、かつ再編されつつある今日の日本文化の位置もまた例外ではない。



それゆえ、ロックを読むことは、当然ヨーロッパ（近代）とは何か、を理論レベルで問うと同時に、今日の日本の位置測定となるのである。（中略）工業化・民主化は、今日の日本の文化ないし政治・経済の起動力となっているのである。ロックは〈近代〉のはじまりという世界史の転機にたつて、この工業化・民主化の論理を予見したという位置を持つ。」

この『ロック「市民政府論」を読む』の、今日のロック研究の水準とのかかわりにおける評価は、専門家ではない私のなしうるところではない。ただ、松下自身が「だが私自身、結局、ロック理論を市民政治理論の古典的形成を位置づけた若い日へのりこえることができなかったのではないかと考えている」と述懐していることは、印象的である。

なお、宮沢憲法学については、高見勝利『宮沢俊義の憲法学的研究』（有斐閣、二〇〇〇年一月）、参照。

(5) ウェアラスのこの本は、「文明協会叢書」の一冊として『社会心理的解剖』（大島居業三訳・一九二一年）という題名で邦訳・出版されていた。内田満『日本政治学の一源流』（早稲田大学出版部・二〇〇〇年）五九〜六〇ページ参照。

(6) 松下圭一『現代政治の条件』一九五九年、後記二五五〜二五八ページ。

(7) 松下圭一『戦後政治の歴史と思想』一九九四年、四九三から四九四ページ。

(8) 『現代政治の条件』（初版）一三三〇ページ。

(9) この二論文は、名古屋大学法政論集第一五五卷（一九九四三月刊）の私の「退官記念論文集」巻末の「私とマルクス主義と政治学」の四五〇〜四五三ページ、四五九〜四六二ページに転載されている。

(10) 『戦後政治の歴史と思想』解題、四八八〜四九一ページ。

(11) 『シビル・ミニマムの思想』（一九七一年）「あとがき」

(12) 『社会学文献事典』（弘文堂・一九九八年）、五五六ページ。

(13) 『都市政策を考える』（一九七一年）、七一〜七四ページ。松下は、市民の政策科学として形成されねばならないほかの二つの科学として平和問題をめぐる平和科学、南北問題をめぐる開発科学を挙げている。

(14) 松下は、『シビル・ミニマムの思想』の第一部で、彼の言う都市型社会とほぼ互換可能なタームとして「工業社会」の用語を用いている。松下によれば、それは「本来の工業としての第二次産業のみならず、第一次産業、第三次産業もようやく工業原理によって組織され始めるといふ、工業の成熟段階としてとらえている。」そして、「資本主義、社会主義を問わず、工業社会への第一歩は産業革命による工業化の開始（第一次緊張）であるが、工業化によって農業人口が四〇パーセントを切った段階を成熟開花（第二次緊張）とみなし、工業社会自体の成熟段階を農業人口が一〇パーセント以下となった時期以降と見ている。」（『シビル・ミニマムの思想』「あとがき」三八九〜三八七ページ）この辺の松下の議論は本稿、第四章第五節で論じた升味準之輔の議論と瓜二つである。

なお、岩波講座『現代都市政策』に結集した研究グループは、その後一人一冊現代都市政策叢書（全十二冊）を出しているが、著者の分類は、経済学者四人、政治・行政学者四人（篠原一・西尾勝・井出嘉憲・松下圭一）その他四人である。政治学者だけに限定すれば篠原一が「市民参加」を、西尾勝が「市民自治」を、井出嘉憲が「都市政府の構造」を、松下が「市民文化」を書いている。この叢書は、前出講座とともに日本の都市研究における異なる専門家の協力、その成果の豊かさという点で、日本の社会科学史上、重要な意義をもった。

(15) 『シビル・ミニマムの思想』あとがき（三八八〜三八九ページ）。

(16) 『都市政策を考える』二二三から二二四ページ。

(17) 『都市政策を考える』七八ページ。なお、政策科学の性格、思想方法、客観性については、同書七九〜八一ページ。

(18) 『都市政策を考える』一〇八ページ以下。

(19) 『都市政策を考える』一六五〜一六六ページ。『シビル・ミニマムの思想』二四九〜二五三ページ。

(20) 宮本憲一『都市政策の思想と現実』（有斐閣・一九九九年）第五章第二部。松下圭一のシビル・ミニマム論（二七〇〜二七八ページ）。

- (21) 『日本の自治・分権』（一九九六年）Ⅱの五、Ⅲの五など。『自治体は変わるか』（一九九九年）、1の3、5など。ただ政治学者である松下に財政政策の具体的なプランの提示を求めることは無理であろう。
- (22) 『市民自治の憲法理論』はしがきⅣ―Ⅴ
- (23) 同右、はしがきⅤ―Ⅵ
- (24) 同右、はしがきⅩ―Ⅺ
- (25) 『政治・行政の考え方』（一九九八年）。三六ページ。
- (26) 松下「現代政治の基礎理論」（東京大学出版会・一九九五年）の9行政・行政学・行政法学（初出は日本行政学会一九九三年パネル報告）、二五〇ページで、安部泰隆「行政の法システム」（上下・有斐閣・一九九二年）に言及されている。
- (27) 日本公共政策学会（一九九六年六月創立）の初代会長をとめた松下に続いて、一九九八年に第二代会長になった山川雄己には、直接、政策・制度論を扱ったものではないが『政策とリーダーシップ』（関西大学出版部・一九九三年）という総頁五八七に及ぶ大著がある。これについてはまた別の機会に言及したい。
- (28) 『現代政治の基礎理論』三〇四ページ。
- (29) 『政策的思考と政治』あとがき、三六〇～三六一ページ。
- (30) 同右、あとがき三六一ページ。
- (31) 同右、七ページ。
- (32) 同右、一〇ページ。
- (33) 私（田口）の制度理解については、講座政治学Ⅰ政治理論（三嶺書房・一九九九年）所収の第六章 制度の概念と政治制度の新動向（田口執筆）を参照されたい。
- (34) 『政策型思考と政治』あとがき、三五九ページ。

(35) 同右、一〇九ページ。

(36) 同右二一六ページ。なお、松下の権力の定義、すなわち、「(権力)とは、政策による富・名譽の付与・剥奪の「可能性」、政策とは(権力)による富・名譽の付与・剥奪の「手法」をいう。いいかえれば、究極には「暴力」によって担保されている、価値付与・価値剥奪という「説得」の(能力)つまり可能性を(権力)という。」「権力は、ミクロには個人、マクロには組織によって行使されるが、この組織が基本法によって「権限」という正統性を獲得したとき、とくに「政府」という。個人単位のととき微分型権力概念、組織がとくに政府となつて、機構としての自立性を高めるとき積分型権力概念という。もちろん、この積分型権力の内部には、絶えず微分型権力が内部循環している(詳しくは拙著『現代政治学』一九六八年・東京大学出版会三四頁以降)。」「いわゆる「国家権力」という言葉で実体化されるとき権力とは、国レベルの基本法にもとづく国レベルの政府の「権限」に過ぎないことを強調しておきたい。(後略)」「(以上、同書二一八ページ)。

この松下の「権力」観、とくに「国家権力」を国レベルの政府の「権限」にすぎないとする理解は、実は、アメリカの理論社会学者、故タルコット・パソンズのそれと、ほとんど同質的である。(パソンズの権力論の整理については、拙著『政治学講義』(一九九三年・名古屋大学出版会・四〇〜四五ページ)参照)これは、松下が、政府権力についての権力信託説をとっているのであるから、決して偶然のことではない。また松下が、このような「権力」観を、彼の最初のユニークな形式の政治学テキスト『現代政治学』(一九六八年)においてすでに提起していたことに注意したい。

(37) 『政策型思考と政治』一三三ページ。

(38) 『日本の自治・分権』(一九九六年)Ⅲ 先駆自治体における政策開発。『自治体は変わるか』(一九九九年)1の1自治体からの政策研究・開発。4 自治体法務への取り組み。5 自治体財務という新議題。6 問いなおされる企画室、などを参照。

(39) (1) 生活工学+適正技術の開発Ⅱ地域規模での生態均衡の造出。原子力発電・森林乱伐・大気・土壌・海洋汚染などが

ら、ひろく地球の温暖化・砂漠化の抑止。

(2) 生活水準＋生活価値の再編Ⅱ地球規模での最低生活保障。先進国が引き起こす後発国での資源乱開発、また農村崩壊・都市スラムという悪循環の切開。

(3) 富の階層別＋地域別の再配分Ⅱ地球規模での経済再編の模索。地域生産力の適正配置を軸とし、軍縮を直接の課題とする、世界経済の再編。

この(1) (2) (3)をめぐっては、「地球規模での生活循環・技術循環・政策循環の再編を目指す、自治体・国・国際機構の政策運動が急務である。」(三五二―三五三ページ)

(40) 同右、三五七ページ。

(41) 私は、松下の『政策型思考と政治』をもっとも力のこめられた名著であり、戦後政治学のおそらく十指の一つに入る傑作であると考え。ところが奇妙なことに、この力作について本格的書評は管見の限りでは、日本の政治学会、行政学会、社会科学界において、以下の一点を除いて発表されていない。その一点とは、中央大学行政学教授今村郁南雄の日本行政学会編『新保守主義下の行政』（ぎょうせい・一九九三年）の書評（二〇八―二二二ページ）である。

(42) 『現代政治の基礎理論』、三〇六ページ。

(43) 松下の仕事は、たとえば、彼の戦後日本政治についてのアンソロジー、『昭和後期の争点と政治』（木鐸社・一九八八年）収録の諸論文に示されているように、十分に実証的裏づけをもってきた。しかし同時に、彼は政治学の実効性・予測性を「これまで客観的といわれていたような中立性にあるのではないし、あるいは実証の意味での科学性にあるでもない。市民としての政治への参加の経験と知恵、それをふまえた自由・平等ついで自治・共和といった『普遍価値』に支えられ、ついで歴史予測をともなった（理論構成）にある。」（二九七ページ）という。また彼は、戦後は米国の政治学における政治過程論レベルのポリティカル・サイエンスの「ミクロ状況の実証研究、ついでその分析仮説の考察」への限定に、きわめて否定的なことはい

うまでもない(二七五から二七八ページ)。かくして松下がその処女作『市民政治理論の形成』(一九五九年)の序言において明らかにした、研究方法としての「価値観念・論理構成」という概念装置に端を発する、その政治学方法論——端的にいえば、ポリティカル・サイエンスはなく、ポリティクスとしての政治論——は、1980年代以降の日本政治学会の新潮流を形成する「レヴァイアアサングループ」の多くの人々に見られる没理念的・実証主義の方法論とは鋭い緊張関係に立たざるを得ない。次章では、この問題について私見も交えて、論じたい。

(44) 『政治学の基礎理論』あとがき三〇七ページ。

(45) 同右、三〇五ページ。

(46) 同右、三〇九ページ。

(47) 丸山の狭義の政治学についての私なりのまとめとしては、「戦後政治学と丸山真男」『思想』一九九九年九月号、三七〜四二ページ参照。

(48) 『戦後政治の歴史と思想』、解題、四八七ページ。

(49) この中で教育学分野に切りこんだものとしては、『社会教育の終焉』(筑摩書房一九八六年)を、日本の防衛問題に関するブリアントな論文としては、「都市型社会と防衛論争」(初出は「中央公論」一九八一年九月号、『昭和後期の争点と政治』(木鐸社・一九八八年)および『戦後政治の歴史と思想』(ちくま学芸文庫・一九九四年)に収録されている)を挙げておく。

(50) 『市民文化は可能か』岩波書店・一九八五年。

第二節 「天皇制国家の支配原理」から「全体主義の時代経験」まで——藤田省三の思想的考察(別稿として発表)

### 第三節 市民の政治理論の模索——高島通敏の政治学

すでにこの論文で数回注で触れたように、平均的には一九三三年～三四年生れで、五二年大学入学、五六年卒業の年代の人々——さしあたっては東大法学部政治コースに限定してのことであるが——は、コース学生総数四〇人弱の四分の一近い政治学者を輩出したという<sup>(1)</sup>ことで、関係者の間ではよく知られているのであるが、その中から高島通敏を取り上げたい。なぜこの年代に政治学者が輩出したのか、時代背景とともに、その理由のひとつとして、教養学部の政治学関係でも、学部の政治学のスタッフという点でも、戦後派、教養学部では岩永健吉郎と京極純一（岩永は一九一八年生れで厳密には戦中派であるが）、法学部では岡義武、堀豊彦、丸山、辻に加えて、斎藤眞、福田敏一、篠原一等の新進助教授が講義を担当し、重要な論文を発表しつつあったことの影響が大きかったように思う。それではそのグループではなぜ高島なのか。それは全く単純な理由で、高島と私は研究室生活は入れかわりになるが、ともに学部の政治学プロパーの助手であったこと（指導教授は堀豊彦）、またわれわれの関心が、アメリカの政治学理論や日本政治の現状分析という点では、共通していたこと、またお互いに若い時代に、私のサイドからいえば、最もよく議論をふっかけられ（たいていは私が高島の鋭い議論につまってしまうことが多かったが）ていたのが彼であったという理由による。また政治的方向やスタイルは全く異なるにしても、ともに実践的関心と運動へのコミットメントを避けないという共通性もあった。

高島に関して言えば、彼は京極純一や尾形典男とともに計量的政治学的分析に手をそめ、「思想の科学研究会」のメンバーになり、「思想の科学事件」（一九六一年）の前後、かなり長く同会の事務局長を務め（会長久野収）、同会編の『転向』上中下三巻の編集・執筆に、鶴見俊輔、藤田省三等とともに参加する。他方また六〇年安保闘争<sup>(3)</sup>

以来「声なき声の会」で草の根民主主義運動を進め、同会の事務局長も務めた。また一九六五年には、鶴見俊輔・小田実等とベ平連（ベトナムに平和を！市民連合）を結成し、アメリカのベトナム侵略に抗議するとともに、脱走兵への援助や大村収容所廃止の運動にも加わった。<sup>(4)</sup>

なお、高島のキャリア・ボタンで注目されることは、彼は一九六五年初めて渡米し、イエール大学に留学し、ダールの演習に半年参加し指導を受けたとのことである。高島はダールの著書『ポリアーキー』の基盤となった『世界政治社会指標ハンドブック』の編集にも参加し、彼のためにコンピュータのプログラムを書いたこともあるそうであり、その後、今日に至るまでダールとの親交が続いているとのことである。そして一九九九年にはダールの名著の誉れ高い『現代政治分析』第五版の翻訳を公刊している<sup>(5)</sup>（同様な指導関係と長い交流は、高島より少し年長になるが、現関西大学法学部教授の山川雄巳と、政治システム論のD・イーストン教授との関係についてもいえるであろう）。こういう交流ボタンは、その後それより下の世代の場合さらに拡大していくが、高島の場合は、その先駆的事例の一つであったろう。

さてこの辺で本題に入ろう。高島の助手論文は、ラスウェルを中心とした「アメリカ近代政治学の基礎概念」というものであって、それは、国家学会雑誌一九六三年第七十六巻七・八号、六四年第七十七巻七・八号で、(一)(二)まで出ているが、残念ながら未完に終わっている。それ以外の彼の著作は、単行本だけに限定していえば、編著者を含めて三十を超えると思われるが、それは大別すれば、政治と政治学を特に市民運動とのかかわりにおいて論じた著作と、日本政治の現状分析にかかわる労作に大別することができる。

このうち後著に属するのは、注6列挙文献の⑦⑧（一九七〇年代の日本の選挙と政党政治の分析）、⑫⑰⑱（ルポ形式で八〇年代の地方保守支配を分析）、⑲⑳㉑（八〇～八六年、ついで八七～八八年の日本の保守政治の分析）、



⑬（一九〇〇～九三年度総選挙までの分析。その後高島は『世界』一九九年七月号に『九六年体制』下の日本政治」を寄稿している）であり、そのうち最も世評の高かった分析は⑭⑮であり、⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱とつないで読めば、一九七〇年代から一九九三年自民党一党支配の崩壊までの日本の政治、選挙と政党政治の流れをたどることができるわけである。しかしこの作業は専門家以外の人々には資料的にはほぼ不可能であり、なんらかの形で著者自身による整理・統合が必要であつたらう（実は私自身も、一九五〇年代後半以降の日本政治の現状分析において、高島と全く同じような発表形式（論文の雑誌発表→単行本化）をとり、改めて統一的な分析と敘述を行わなかったために、それらの評論集は資料的意義はともかくとして現代的レリバンスを完全に失ってしまったている。これは政治学者が政治評論をその都度式に書きためて出版していくことの、根本的な落とし穴である）。ただこの系統の高島の仕事としては、⑲（復刻は⑳）のみが、この試練を乗り越えた意義を持ったといえるであろう。

第二の仕事のシリーズは、②、③、⑤、⑩（②、⑤から収録<sup>(7)</sup>。⑳として復刻）、⑱であり、高島の一九五〇年から一九九九年三月立教大学定年までの約四〇年間の政治的思索を総括したのが、㉒立教大学退職記念特別講義「現在における政治と人間」である。

そこで以下では、②⑤のエッセンスをまとめた⑩⑪⑫『政治の発見』（テキストとしては基本的に⑩を用いる）および②③の⑩への未収録の関連論文によって高島理論のオリエンテーションを分析し、それを補う意味で、③『政治学への道案内』（改訂増補版）にも触れ、またはその思索の一応の到達点として、⑱『生活者の政治学』、㉒「現代における政治と人間」に簡単に言及したいと考える。

まず考察の足掛かりとして、高島自身の『政治の発見』についての要約を見ることにしよう。

著者の初期論文集『政治の論理と市民』、『自由とポリテイク』などから、市民運動の政治学的思考にかかわりの深い文章を集めて公刊しなおされた論文集。岩波書店の同時代ライブラリーに収められたとき、若干、手直しされている。

著者がここで取り組んでいるのは、一九六〇年以降日本でも広がり始めた市民運動が現代政治の世界にどのような意味を持つかを、理論的に明らかにしようということだった。表題論文「政治の発見」（一九六五）は、日本人の政治観が、政治を〈戦い〉、〈乱〉そして〈治〉として見る封建時代の身分的治者の見方や〈ムラ〉的な共同体統合の伝統から未だ脱しきれない現状を分析し、政治を〈自治〉的な秩序の形成とそれのための政治技術として考える市民的政治観を樹立する必要を説いている。著者のこのような主張は、保守と革新両陣営がともに見失っていた市民自治という課題を、政治に対する認識の枠組みから作り直そうという発想に基づくもので、その後の革新地方自治や新市民革命の流れを先取りしつつ市民運動の政治的成熟を説くものだった<sup>(4)</sup>。

このような視点は、60年代末からの全共闘の問いかけに対し、日常からの発想の重要性を説いた「日常の思想」、社会科学者や政治学者が象牙の塔内の知識人の地位に安住せずに市民運動や住民運動の同僚的観察から新たな学問を構築するためことを論じた「社会科学の転換」「職業としての政治学者」、そして市民政治学の本来の課題である「政治的共同社会の論理」やその担い手としての「運動の政治学」の考察などにも一貫して貫かれている。

高島が右の著者要約で述べているように、彼がこの著作で（というよりは彼の全仕事を貫く課題として）取り組んでいるのは、六〇年代以降日本でも広がり始めた市民運動——彼自身が積極的にかかわってきた——の、現代世界の政治にとってもつ意味を、いわゆる先進諸国の、市民運動を含む政治に対するコンプレックスに陥ることなく

明らかにし、その独自の可能性を探りあて、かつそれを彼自身の「『自治』的な政治秩序の構築を中心とする政治観」と結合することにあつたといえよう。

高島は、ダールの「現代政治分析」を援用しつつ、政治の一般的定義として、「有限性ということを経介として成り立つ人間集団内の統一的秩序形成作用である」<sup>(9)</sup>を採用している。そして「政治」観の類型としては、政治Ⅱ政策の立場（プラトン、マルクス、「政策学」）、政治Ⅲ統治の理論（マキャヴェリ）、政治Ⅳ闘争（支配）と規定するもの（マルクス、シュミット、ラスウエル）、そして政治Ⅰ「自治」として考える立場の四つをあげている。政治的決定については、闘争と政策が、秩序観については、権力が上から支配する秩序（統治）と「自治」Ⅱ「成員が同意によってしたからつくり上げられている秩序」が対抗する。高島は、「私は、今日の日本の政治的思考の課題は、他の三つの側面を含ませつつ自治という意味での政治のイメージをどう定着させるかということにあると考えている」<sup>(10)</sup>と述べている。それはどういう理由によるのか？

「政治の発見——近代日本の『政治』観——」論文は、高島の初期の論文としては傑作のひとつである。彼は近代日本の政治イメージを、「乱」のモデル、「乱」を終熄せしめ、凍結させるものとしての「統治」のイメージ、未だ強固に残存している「ムラ」モデル——神島のいう「第二のムラ」も含めて——、第四のタイプとしての「正」のモデル——これらを彼は封建時代の身分的治者の見方や（ムラ）的な共同体的伝統に由来し残存している政治観と考えている。高島は、「乱」「治」「ムラ」「正」のモデルとそれに付随して必要とみなされてきている「政治」的技能を、それぞれに応じて、「志」の高さと軍事的リアリズム、官僚的技能と操作のリアリズム、取引の技能と「酔」える能力、正義感と「非政治」性と要約し、そしてそれらの内部には緊密な相互連関が存在しているという。これらに対して高島は、日本の中でまさに、基本的に脱落しているイメージに、政治の名前を与えたい、という。それ

は、端的に言えば、「自由独立な人間の集団の中で、相互の自由なる合意によって秩序を創出する機能」、「自ら治める」という意味における自治のモデルであり、自治が、現実には機能するに至るもろもろの過程」、アリストテレスのポリスの概念に最も近いもの、そして日本社会の上下を貫通してほとんど存在していない種類の「政治」のイメージである。そしてそこで要求される政治能力は、①自己の個性的利益を利益として常に主張しうる独立性、②にもかかわらず、他との協調と妥協の上に秩序を創出することが、究極的利益であると判断できる知性を備えること、である。言い換えれば、「原則の自覚と主張の能力であり、同時に決定についての『適切』さの判断能力と受容能力である。」<sup>(4)</sup>

この論点を『政治学への道案内』で補っておこう。高島は、この本の、日本の政治の1 日本政治的風土のところ、アメリカの社会学者R・ベラーの議論を援用しつつ、日本の政治文化の特質を、「集団目標」への献身という価値が優越しているという意味での「政治的」な社会という理解（あるいはこのシエーマで理解できる限りでの日本人の自己理解、福沢の「権力の偏重」、丸山眞男の「タコツボ文化」、「滅私奉公が出世民主主義(Staus democracy. 神島二郎等)に裏打ちされてきたという問題」、状況追従主義、無責任の体系、セクシヨナリズム等)からはみ出す大きな問題のひとつとして、天皇及び天皇制という「非合理的現象」の日本近代史における優位をあげ、それは、日本社会の根源的宗教感覚としてのシャーマニズムとの関連で考えられなければならない、という。シャーマニズムの二つの要素とは、ヒトガミ信仰(神人合一観)と、呪術やおつけのもたらす現世的ゴリヤク信仰(近代天皇制の中では、それは神島二郎いうところの「欲望自然主義」としてあらわれる)であるという。この辺の高島の議論は、彼の師のひとりである京極純一が『日本の政治』(東京大学出版会、一九八三年)で集大成する議論、および立教大学での同僚となった神島二郎の『近代日本の精神構造』(岩波書店、一九六一年)と交錯するところがあっ

て面白いが、いずれにしろ、日本の「精神的風土」＝政治文化のこのような理解を前提として、高島は、この本（『道案内』）のⅡ 政治、の後半では、近代日本の「政治」観と、自治を中心とする「政治」観の意味を、次のように再論している。既述とダブらないかぎりで補っておこう。

高島は、「自然的な社会としてのムラが崩壊し大都会という名のムラのノッペリ集合にバラバラに集住している現在のわが国では、ヨーロッパ中都市のような伝統も、アメリカの小都市的マチ (town) のイメージも成り立っていない。その意味で、自治的社会的イメージと技能を發展させ、それを国家全体の場に及ぼしてゆくのは、まだ今後の課題である」という。そしてこのような自治のイメージの欠如は、日本の民主主義運動に、次の三点のひずみをもたらしている、と分析する。①民主主義をスローガンとする多くの運動集団や組織が、内部の民主主義——自治の方法についての慣習をいまだにつくりえていないこと、②こういう「闘う」組織集団の非自治性と過剰な「かけひき」主義に抵抗して、六〇年安保を契機に現れてきた諸自立集団、市民集団が、まだまだ弱いこと、③六〇年代末から出現してきた革新自治体が、住民運動に対立する集権的統治機構に転化してしまう事態が見られること、以上三点である。

高島は、自治体を中心とする「政治」観の意味の項で、丸山眞男の政治理論を批判している。それは丸山の議論の中には、権力的支配のリアリステックな分析と日本の自治的方向への改革という二つの魂が、理論的に無媒介に共存しており、そのことはおそらく、政治学の任務として、「あらゆる組織の中で境界人たらざるをえない」知性を養うことにあるという主知主義的な規定へと導いてゆくことを無関係ではないとしているが（このような丸山評価がどこまで当たっているかは、別に検討を要するが）、このような見解に対して、高島は、「しかし、自治的な政治はパラドックスを明察する知性によって保たれるのではなく、大衆のあいだの日常化した政治技能によって初

めてささえうるのである。そのためには、統治の理性と現実を認識できる『境界人』的知性だけではなく、自治の理性と現実をも認識できる『集団人』的知性を開発しなければならぬ。それはまた、統治官僚だけでなく、市民集団や住民運動の中での政治的秩序を下から形成するオルグ的精神構造をも照らし出すことの必要を意味している。政治研究の視座は、こういうふくらみをもつものとして形成されなければならない。」

こうして高島は、もう一度、「人間集団内の統一的秩序形成作用」という政治の一般的定義に立ち返っている。彼は、政治の定義の際に、デモクラシーをキイ概念として使うことを避けてきたという。というのは、デモクラシーは、C・シュミットのいうように、「非治者と治者の同一性」という制度原理のもとにある政治体制のすべてを指す、その限りではどれが真のデモクラシーであり、どれが空洞化したデモクラシーであることをあらそうことは無意味に近い。またデモクラシーは常に、市民を心理的に同質化することによって、体制の安定をかちとろうとする志向を持つ。「今日、問われるべきは、デモクラシーのこのような誘惑に反して、政治秩序を下から異質的な市民の協力によってどのように組み上げるかという自治の問題でなければならない。」

## 2 市民運動の思想と政治学

さきにも述べたように、高島は、自ら、六〇年安保闘争における「声なき声」の運動、さらに六五年にはじまるベ平連の運動への積極的参加の経験を通じて、自らの政治学、とくに、運動の政治学、日本市民運動の思想、さらに市民参加の政治理論に新しい視点と方向づけを与えてきた政治学者であり、——その意味での高島の政治学が戦後政治学の一つの「新展開」である理由の一半はこの点に求められる——、以下では、高島の執筆順序というより

も、論者（田口）の説明の便宜の観点から、まず、『政治学への道案内』のX、政治運動（1 政治運動への視角、2 大衆運動の論理と構想、3 市民参加の論理と展望）の検討からはじめよう。1 政治運動への視角では、政治運動の意味（政治変動の要因であり、運動者の主体に即して、権力や権限のない人間が、なんらかの政治目的を実現するために、様々な努力を継続的に尽くすこと。後者には、「権力的秩序に対抗する民衆の政治秩序の造型という理念がふくまれる」、政治運動の歴史的展開、古典的な市民運動の項が続くが、そのつぎが「現代的市民運動の出現」という項目である。日本での事例としては、「声なき声の会」、「べ平連」、さらに反戦平和の抵抗、地方自治への住民参加という政治運動、反公害の住民運動、反独占の消費者運動などがあげられているが、その後の市民運動の原理と、それが活発化した理由についての説明は、全文引用する価値がある。

こういう新しい型の市民運動の原理は、政党から独立した有志市民の集まりが、イデオロギーに基づく組織形成なしに、自立的に行動することにある。目的を同じくする限り、だれでも運動に参加できるといふ開放性、自己に適した行動形態を自由につくり出してゆけるといふ実用主義も特徴の一つをなしている。市民ということばは、ホワイトカラーや都市の住民という参加者に多い属性や、市民的権利と義務の自覚にもとづくという主張に沿って意味づけられることもあるが、それよりも広く、人間としての生活やモラルという全体性に根ざして運動し、職業・性・イデオロギーなどにこだわらないという意味で使われることが多い。

このような市民運動が、今日、活発化した理由を要約すると次のことがいえる。（一）第二次世界大戦後の経済成長の中で、先進諸国の政党や労働運動は、経済的福祉を獲得し分配する圧力的組織に変質し、（二）大衆運動も官僚的に組織化されて、柔軟さを欠くようになったが、（三）経済的窮迫から上昇しはじめたサラリーマンや社会

活動の余暇をもつようになった主婦、急増した学生などは、自分たちの心情を率直に表現できる運動形態を求めるようになり、(四)また、大都市を中心とする生活環境の急速な悪化は、これまでの組織や政党に関係なかった底辺の住民の立ちあがりを生むようになった。この意味で、市民運動は、大衆社会化・管理社会化によって崩壊しつつある人間の社会的環境を底辺から再建しようという動きとして解釈できるだろう<sup>4)</sup>。

2 大衆運動の論理と構造、3 市民参加の論理と展望、もコンパクトで有益な整理であるが、紙幅の都合で、紹介は略す。

さて高島は、運動の政治学という表題の論文を二つ書いている。一つは「運動の政治学・ノート」(原題「市民運動の政治学・ノート」『思想の科学』七三年九月号、『自由とポリテイク』所収)であり、もうひとつは「運動の政治学」(年報『政治学』一九七七年、『政治の発見』所収)である。高島自身が認めているように、両論文は相補的なものであるが、日本の市民運動にアプローチする発想の面白さ、オリジナリティという点では、前者が初出でまさっており、学術論文としての周到さ・完成度という点では、後者がまさっている。しかし両者あいまって、高島のもっとも独創的で、国際的な政治運動、市民運動、市民参加の理論に、日本のサイドから独自の貢献をおこなった研究である。両論文に共通するその発想のユニークさというのは、西欧文化における運動(movement)の概念と違って、日本語(そして中国語)においては、日本語の運動と語義が重なるのは、第一には、スポーツとしての運動であって、天体や潮の流れの運動ではない(「ノート」三ページ)。政治用語としての運動についてみると、この違いの意味するものはいっそう明らかになる。西欧政治学において、運動とは、つねに静態的な社会秩序に対して、力動的な(動き)を与える要素であるのに対して、常民語としての日本語の「政治運動」の第一の定義は、



「からだを運び動かして行なう政治的行為」であって、多数であることも、政治秩序に大変動を起こさせることも必要としない。それではなぜ運動者は、からだを運び動かすのか。それは、かれが権力をもたないからである。権力者は運動する必要がない。ここから、「運動とは、権力をもたないものが権力者に対して行なうところの政治的行為である。」やや敷衍して、「運動とは、権力地位が平等なものが、相互に権力に頼らないで行なうところの政治行為である。」ここから日本語としての政治運動の定義として、「権力とは、心を勞して他者の身体を動かすものであり、運動とは、身体を勞して、他者の心を動かそうとするものである」が導かれる（「ノート」六〇七ページ）。高畠はここで言葉遊びをしているわけではない。これが運動に直接かかわってきた高畠の実感なのである。そしてこういう定義を設定した彼の問題意識は、「運動の政治学」では、つぎのように表明される。

「運動についての政治理論、とりわけ現代の欧米系の諸理論は、一方では研究者の価値観に従って架橋しがたく分裂しており、他方ではその焦点が社会変動要因となる集団行為としての運動にあわされているために、社会内の日常的な政治運動についての諸考察と無関係に置かれている——この間のギャップをどのようにして埋めることができるであろうか、そして、そこにおいて日本語における運動という概念がどのように有効な役割をはたすことができるだろうか。」（『政治の発見』一八八ページ）

ここで「ノート」の分析に帰ろう。高畠は西欧政治学の伝統につらなる、運動を権力運用のゆがみを正し、それを（正義）へと引きもどすものと主体的に意味づけられる「運動そのものを対抗権力、すなわち力としてつくり上げるという思考」には、批判的である。なお、現在のアメリカの政治分析をつらぬいている（汎権力主義）に抗議し、「市民参加」という視角を打ち出したプランジャーの仕事（邦訳『現代政治における権力と参加』勁草書房、一九七二年）には一面では共感するが、他方では彼の、「市民の主要な責任は権力の追究ではなく、参加」にあり、

権力を消滅させることは「根拠のない幻想」であるから、「二つの政治形態——権力と参加——が、どちらも他を消滅させることなく、ともに作動する状況を発展させる」ことが問題なのだ、という西欧に古典的な問題の立て方には批判的である。

高島は、わが国では、政治権力の概念は、力学の影響などというものとは全然関係なく、「権勢と威力」であり、権門勢力という階層的・身分的頂点にあるヒトの支配に他ならない。しかもわが国では、権力とはほとんどすなわち権力の〈座〉の問題、組織や機構のヒエラルヒーの問題であって、それは明治以来の出世主義のカルチュアと結びついている。「それはまた近代教育の構造と重なり、シンボル操作の能力とダブる。権力者がエリートであるということは、まさに民衆から〈選びぬかれて〉上昇していったということだ」<sup>108</sup>。

だから、日本の社会で底辺に置き去りにされた民衆の運動が、「ことばをもたないからだの運動であることは、この意味からも当然なのだ。」ただ、民衆の運動が純粋化すればするほど、反権力化するとき、運動にとつても有機的な状況も訪れる。それは、「抵抗者は決定作成者に、民衆は官僚エリートに、身体はことばに、情念は計画し計算する理論に、永久に対置されたまま補完的役割に押しとどめられる」ということだ。<sup>109</sup>

ここで高島は、日本語の「政治力」という概念を問題にする。「政治力」は、勢力と政治的能力をない合わせた観念であり、権力とは違つて必ずしもマイナス概念ではない。日本の近代国家において、機構権力として表面的秩序を整えながら、国家としての統合が保たれてきたのは、組織された諸利益<sup>11</sup>社会的諸勢力の多元的均衡によつてであり、政治力とはかかる「媒介的統合の担い手」なのである。政治力の様々な形の原型は、多分日本のムラの中にあつたもので、それが権力的地位の分化と近代的発展の中で変形しながら定着してきたものであろう。そこで強制とコントロールとしての権力概念とはいくらがちがう他者への働きかけの力の概念を、人間の努力と能力の社会

的蓄積を背景にした非零和的（つまり、その力の行使が相手に対して価値剥奪とはならない）な力の概念を用いてきているということだ。「もし、この視点を拡大していって、全く権力的地位とは関係ないところの、日本の民衆の常民的共同性をつくりあげる力、共有できる政治力のイメージを造型してゆくことができれば、それは、政治運動がもつ他者への働きかけの力の定着、民衆の相互組織化による権力の否定への第一歩になるだろうということだ」。

高島は、この論文の四節で、もう一度スポーツの問題に立ち返り、運動をスポーツとしての運動への広がりにおいて考えることは、今日の管理社会化した組織社会の中でスポーツと運動は、単なるエネルギーのはけ口であるどころか、生の具体的感覚を確かめる唯一の場所、「運動を（手づくり）する喜びを味わい、参加者相互に共同の連帯感を味わい、新しい経験が体の中に蓄積されるのを知り、自分が運動の中で変わるのを感じ——しかも、運動がこのような充実へむかって進めば、進むほど、運動の中から、指導者と服従者、精神労働者と実行者、というような固定的な分化は消え、体を運び動かすという機能への全員の平等な参加が要求されるようになる」。

結論は、こうである。「私が、今、試みているのは、自分が体験してきた運動の中で出あった問題を、できるだけ実感に即しながらより広い文脈の中で整理し展望するという仕事であり、ここで記したのはそのための覚書のうちの一部ではない。ここで、私はとりわけ執着しているのは、日本の市民運動の中で、新しく生まれつつある状況を、私たちが日常語で了解しているカテゴリーで整理しつつ考えるところの仕事であり、——それを支えているのは、もしかしたら、世界のジャバナイゼーションの展望なのかもしれない。」

さて年報『政治学』一九七七年初出の「運動の政治学」は右の「ノート」の問題意識を引き継ぎながら、よりがっちりした学術論文の体裁をとっている。簡単な序論である、一 運動の政治理論をめぐる状況。二 マルクス主

義運動論と集合行動論、これは表題どおり、マルクス主義運動論とスメルサーの集会行動論の紹介と分析。三戦後日本の運動理論——北川隆吉、綿貫譲治、問場寿一、なかんずく、スメルサーの集会行動論を基本的な枠組みとして使いながら、それをマルクス主義的な弁証法の論理で統一することを試みた塩原勉の業績の紹介。四 民衆の政治参加と運動論の視角、五 “常民”的な運動の概念、六 運動の持つ力の意味、以上の三節が「ノート」におけるテーゼのさらなる整理・展開とみることができ。これらの諸節の議論を詳細にあとづけることは、読者の労にゆだねることにし、第六節での、権力や取引によらずに、いかにして他者を動かすことができるかという日本社会の常民的伝統に即した（神島二郎のいう馴成社会的特質）「運動の持つ力の意味」についての高島分析のみを追うことにしよう。民衆の世界から発する運動の根柢は〈人間〉である。

- (一) 運動は、まず、働きかける他者を〈人間〉とみなすことから出発する。
- (二) 従って、運動の成功はまた、その様な制度の背後にある人間心理への知識と洞察力に大きく依存している。
- (三) 洞察力に基づく働きかけは、適切に表現され相手にコミュニケーションされて、初めて運動になる。
- (四) 運動は、基本的に運動者の精神的エネルギーを力の根源とする。
- (五) その意味で、運動は情念や怨念の“かき立て”を行ない、千年王国の夢やカリスマ的指導者への信仰に訴えるということもしばしば起こる。
- (六) しかし、運動の持つ力ということの意味のより大きな部分は、それが単独者による運動ではなく多数者の共同行動として作られることから生じる。そして、それと同時に、運動という問題の主要なダイナミクスもまたはじまる。
- (七) しかし、多数者の運動が持つ力は、より心理的次元を持つ。

(八) しかし、集団行動の持つ他者への力の究極的な部分は、それが物理力―暴力として働く可能性に由来し、それへの恐怖に根ざしているといわれるかもしれない。

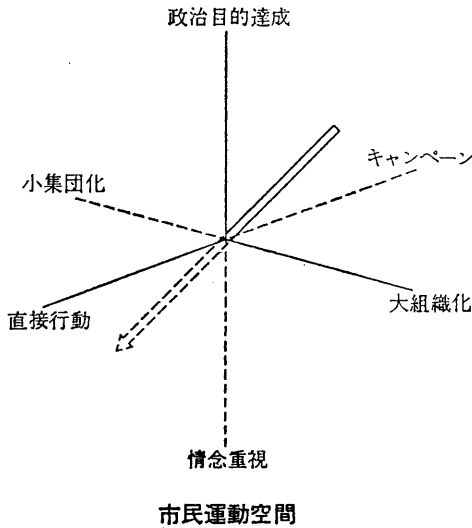
その可能性は否定することができない。問題は、その恐怖の質にある。この難問に対して、高島が、与えている解答は、晦澁である。「運動は、権力とは対極に立つ力のあり方を示し、支配秩序を内側から掘り崩す。しかし、支配秩序を崩すものすべてが直ちに運動であるのではない。ある特定の力の創出とその行使の仕方のみが運動の名に値する。」この点について、参考になる命題、「権力において物理力の行使が究極的手段であるとすれば、運動においてはそれは例外的手段なのである。」

また運動は、既成の制度や秩序によって固められた日常をこわし、その意味では状況化させる。しかし制度や組織の中での役割や地位に固化した人間を状況化させるのは、運動者の主体的な営みに沿って可能になるのである。一方では運動をひとつの主体的な力の高まりとして独立変数的に設定し直し、他方では、運動が運動として成り立つことを可能にさせる社会内の制度的条件の組み合わせを確定してゆくことへの方向を開くだろう。ゆえに、運動の規模からいえば、政治社会内の制度は、権力、勢力、取引きをささえる制度と運動をささえる制度に鋭く弁別され、後者の発達が、運動を發展させる主体の成熟と運動している。以上が、運動のみが持ちうる「他者を動かす力」についての、高島の理念的な問題の整理のあらましである。

高島のこのような運動の政治学の提起は、メラッチの『現在のノーマーズ』（一九八三年）より十年以上早い独創的な問題提起であったといえる。<sup>24</sup>

以下、補足的に、高島の市民運動ないし市民参加を論じた主要論文三点についても言及しておこう。

「市民運動の論理と展望」は、「運動の政治学・ノート」に先立って、一九七一年秋に公刊されたものであるが、



一九六〇年代の市民運動の特徴と論理構造を分析した論文であり、六〇年代の市民運動が基本的に「反政治的な政治運動」としての逆説の上に成立していること、そして反戦、反公害、反基地というスローガンに表れているように、市民運動の性格が、これまでのところ、本質的に防衛的・拒否的、その意味で保守的であって、その限りでは、マイ・ホームの擁護の上に「護憲」をかぶせてきた（革新政党とその基盤である組織運動中心の）戦後の革新運動の延長の上に成立していること、そして平連市民運動のリーダーであった小田実等が主張した「人間として」という主張は、「具体的人間の持つ全体性を通じて、普遍性を志向する」という市民運動に共通するエートスを示していること、市民運動の論理構造が、「市民運動空間」という

図において、ヴェクトルの方向に運動が常に収斂する傾向のあること、そして「市民運動の究極の目的は、運動体自体の共同体化ではなく、国民社会全体に一つの共同性を創出すること」にあると説かれている。六〇年代の日本の市民運動の総括としても、その後の運動の政治学の理論化の、一つの基石を置いた論文といえよう。<sup>23</sup>

もう一つの関連論文は、一九七五年公刊の「日本市民運動の思想」である。この論文は、「民衆にとって運動とは、自己の社会的主体性を回復し形成する努力だ」という視角に立って、日本の市民運動の思想史をたどったユニークな論文である。最初の運動は京都の若い知識人たちの反ファシズムの運動、週刊

新聞『土曜日』を発行する、一年あまりしか続かなかつた文化運動のかたちをとつたが、その中心人物としての中井正一<sup>269</sup>の「市民的主体性」の思想、ついで六〇年安保とともにはっきりした形をとることになつた戦後市民運動に最も明確な表現を与えた、中井正一の僚友、久野収<sup>270</sup>、及び鶴見俊輔<sup>271</sup>の思想、六五年に出発するべ平連の小田実の思想を検討をしている。中井・久野・鶴見・小田と続く、戦前から戦後にかけての日本市民運動の思想の研究は、管見の限りではそれほど多くはなく、運動の渦中にあつて、久野・鶴見・小田と親しく協同してきた高島のこの論文は、研究史上もその現代的示唆という点でも貴重である<sup>280</sup>。

最後に『政治の発見』の末尾に置かれている「市民参加の政治理論」（一九七七年六月の講演記録に加筆したものをとりあげよう。この論文は、1 市民参加の現代社会的基礎、2 市民参加と民主主義理論——この節では、都市国家のデモクラシー、近代デモクラシーの論理、社会民主主義の論理、議会主義の構造改革とたどられ、最後の項では、本論文ですでに言及している松下圭一の「市民共和」の理論と篠原一の『市民参加』の異同に触れている（三一書房版、二四八ページ）、3 市民参加の展望（この点で、高島は、①中央集権的国家システム全体の変革、②経済的には、産業構造の変革、③あらゆるシステム・組織における組織内デモクラシーの徹底化、をあげている）という構成をもつた論文であり、高島の「運動の政治学」の、市民参加とのかかわりにおける展開であり、特に第三節の指摘は、示唆に富んでいる<sup>281</sup>。

### 3 簡単なむすび

高島の比較的最近の労作として注目されるのは、ひとつは『生活者の政治学』（三一書房、一九九三年）であり、

これは九〇年の一年間、雑誌『婦人之友』に連載された原稿に大幅に手を入れて、一書にしたものである。ここで「生活者」とは、この本の「あとがき」で強調されているように、「本来、権力者たちが作り出す政治の世界を民衆が批判するときの基本的立場」のことである。全十章、世界、財政、憲法、平和、政治参加、政党政治、選挙制度改革、女性、市民運動、生活者というトピックが、平易にいきいきと論じられており、市民のための政治学テキストとして推奨できるものである。

もうひとつは、これまたすでに触れたように、『法学周辺』二六号（九九年三月）に掲載された、立教大学退職OB/OC特別講義「現在における政治と人間」という三回にわたる講義の記録である。全体は講義の題名に即して、「現在とはなにか」、「政治とはなにか」、「人間とはなにか」の三部に分けて、高島は四十年有余の政治学者としてのうん蓄を傾けて、悠々と語っている。

その結語、「現在の新しい大衆的な市民」のイメージ、「かつての近代的市民とは違って、頭でっかちの理性的人間ではないし、内部志向的に自説に固執し、私生活を離れて天下国家を論じるオピニオン先行の人間でもない。彼らは自分の生活から出発し、生活者の感覚で政治を切り取り、普通の人の常識で政治を見る。しかし彼らはもはや、オルテガが批判したような無知無教養の大衆でもなければ、フロムが恐れたような権威主義的な心理を持った大衆でもない。私たちは、こういう大衆的市民が、リースマンの期待するような成熟へと向かって進んで行くその過程の中にあると考えることができるでしょう。」

これは、自らの体を運び動かすことによって、戦後日本の市民運動の草分けの一人となり、かつそのことの、つまり「運動の政治学」の理論化を、自らの研究の課題として、オリジナルな仕事を積み重ねてきた高島が、長い間勤務してきた立教大学のOB/OCに送った、教育者としての惜別のあいさつとして、感銘深いものがある。



注

(1) 高島は、自らもその一人であった、その政治コースのクラスに言及している。そしてその理由として、当時の政治的環境に触れている。「(前略) その前後数年間は、平均して毎年一名くらい(職業的政治研究者になったもの)の割だから、例外的とっていいだろう。私たちに政治研究への熱を吹き込んだのは、疑いもなく私たちの学生時代(一九五二から五六)を包んだ(政治の季節)のためだった。私たちは、血のメーデー(一九五二)破防法から火炎ビン、山村工作隊を経て六全協(一九五五・七)とうたごえ運動にいたる激動の真っ只中で学生時代をすごしたのである。」(初出「職業としての政治学者」「思想の科学」七〇年五月号。高島「政治の発見」(岩波・一九九七年再々録・五〇ページ)。ちなみに、高畑と同年か一・二年上の東大の学生で当時の日本共産党の極左戦術に動員され(たとえば山村工作隊)、政治的に挫折し、思想的・政治的に転心(進)し、後年高名な政治史家・政治評論家になった人々もいる。

(2) 高島は、一九六三年秋、尾形典男・京極純一らと神奈川県三区で選挙の実態調査を行い、「このときの調査の結果を数量的に整理して、翌年(一九六四年)の世界政治学会の円卓会議に京極純一先生が報告しようということになり、六四年の春から夏にかけて、研究室に泊り込んでの計算作業が始まった。モーターで動く電動計算機ひとつが頼りの時代である(後略)」『回想尾形典男』(一九九一年)二三六―三三七ページ。もっともこの報告は私は未見であるが、京極の名前で東大教養学部紀要にのせられたと聞いたことがある。イプサにおける京極の報告は、「日本における政治行動論―世界政治学会第五回世界会議提出報告(英文報告を日本語にしたもの)」『年報政治学一九六二』(岩波書店一九六二年)一五七―一六四ページ。

(3) 高島はその立教大学退職記念公演で「私は、研究者としての出発の最初に鶴見俊輔さんたちと一緒に学生時代から日本の知識人の転向問題を研究しました。が、それを勉強すればするほど、保守・革新を問わず日本の知識人に体質的に染み付いているこの「世界の趨勢」追隨志向の問題性を意識せざるを得なくなった。」と語っている。(立教法学会『法学周辺』二六号・一九九三年三月・六ページ)。なお、高島は、「職業としての政治学者・政治学入門以前」(初出「思想の科学」一九七〇年五月号。『政

治の発見』三一書房、1983年所収）で、自らの（挫折）の構造（政治の研究を職業としようとする屈折）を三点にわたって自己分析している。第一は、「学生運動における（挫折）からくる。運動が私を置き去りにして自己展開し、崩壊していった体験は、私に政治の研究を決意させる大きな動機のひとつになった。」第二に「（挫折）の自覚は私のパーソナリティからもきた。青年前期の私にとって、運動が党派の論理に巻き込まれ、とめどもなくタテマエとホンネは乖離し政治主義化してゆくことに耐えられなかった。つまり私は政治家になりまることができない部分が私にあることを自覚し、その意味でせいぜい研究者にしかならないと断念したのである。それは、私に転向の自覚をもたらした。その自覚は敗戦時（国民学校六年生か）の級長・少年団長の転向の記憶と結びついていた。私が政治研究の出発点として、思想の科学の転向研究グループと結びついたのは、私にとってひとつの必然だったのである。」（挫折の）第三のプロセスは、私が研究室に残った時点で生まれた。（中略）とにかく、私は（在野）で政治の研究を続けたいという志を果たすことができずにアカデミックな研究室の世界に弟子入りをしたのである。（後略）、「政治の発見」（八三年）四三〜四四ページ。なお、高島が政治研究の出発点として、思想の科学で、転向研究を選んだについては、彼がどこかで書いていたが、御父君の「転向」＝政治的挫折の背景・理由を明らかにしてみたいという欲求があったのかもしれない。

高島が「思想の科学」研究会において、最も密接に協同し、思想的に影響を受けたのは、鶴見俊輔と久野牧であったように見える。高島の最初の評論集「政治の論理と市民」（筑摩書房・一九七一年）は、鶴見俊輔に献呈されているし、二冊目の評論集「自由とポリテイク」（筑摩書房・一九七六年）は、久野牧に献呈されている。

一九六一年の「思想の科学事件」に対する高島のスタンスについては、『自由とポリテイク』所収の「ラジカル・リベリズムの可能性」第五次「思想の科学」十周年記念号に寄せて「三二〜四八ページを見られたい。

また、彼の「転向」についての二論文、すなわち、「一国社会主義者」（初出は共同研究「転向」上所収。一九五九年）「生産力理論」（初出は、共同研究「転向」中所収一九六〇年）は『政治の論理と市民』（一九七二）のⅡの第一および第二論文と

して収録されている。周知のように、第一論文は、一九三三年の共産党最高幹部・佐野学と鍋山貞親の共同転向声明をきっかけとする大量の共産主義者の転向の分析であり、第二論文は風早八十二・大河内一男らの生産力理論における転向の分析である。ともに発表当時、高い評価を得た業績である。高島は、「転向」について「国家権力の示す方向に思想を変化させてゆくこと」という鶴見の定義を採用しているが、「それが単に外からの強制による敗北としてのみではなく、時代の変換期に際して、内発的にかつ大量に発生したのが、日本の近代を転向で特徴づけるゆえんになる。」とし、比較思想的に見た場合の「転向時代」の日本の転向の特徴を次の三点でおさえている。

(1) 一九三〇年～四〇年代のファシズムの世界的な風の中で、共産主義者・左翼主義者・自由主義者が大量に転向し、非転向を守り抜いたのは数えるほどしかないこと。

(2) 転向強要という国家の強制力の発動が、単なる行動の屈服にとどまらないで、しばしば思想的転向の糸口になったこと。

(3) 転向とは、ひとつのイデオロギーからほかのイデオロギーへの転針（ママ）というより、あらゆる自立的「思想」を捨てて「無思想」の境地に帰ることとし、自覚される場合が多いこと。〔改訂・増補政治学への道案内〕三一書房一九八〇年、二二八～二三一ページ。）

(4) 高島の「声なき声の会」への参加、および「ペ平連」の経験は、高島の政治学、特に彼の政治観、そして運動の政治学、独自の市民運動論の展開——この相互に関連する二つの領域での高島の仕事が、戦後日本の政治学への彼の新たな貢献となっているというのが、私の評価である——に、多大の影響を与えた。その次第については本文で説明していく。なお、「声なき声の会」と「ペ平連」についての、当事者による簡潔で正確な情報は、『戦後史大辞典』（三省堂・一九九一年）の「声なき声の会」（執筆・小林トミ・二八二ページ）、また「市民運動」（執筆・似田貝香門の後半「国民運動から『無党派』の運動へ」、三九〇ページ）「ペ平連」（執筆・吉川勇一、八二三ページ）に見られる。また小林トミはこの両者の関係について、「六五年四月には、声なき声の会と小田実の呼びかけでペ平連が誕生した」と書いている。

(5) R・A・ダール・高島訳『現代政治分析』（岩波書店、一九九九年）「あとがき」二一四～二一五ページ。

なお、高島のイエール留学については、彼は別のところでは、ラスウェルに、呼ばれた、そして当時イエールにいたK・ドイチエとも親しく交わったという趣旨のことを書いているが、アメリカ政治学界における行動科学、情報科学の三巨頭がいたイエール（もつともラスウェルは法学部）に高島が留学し、彼らと学問的に交流できたことは、彼にとつて、非常に貴重な学問的資産になったと思う。他方、イーストンに親炙した山川雄巳は、イーストンの『政治体系』（邦訳一九七六年）、『政治構造の分析』（監訳、一九九八年）を翻訳するなど、イーストンを中心にして、アメリカ政治学の紹介にも、大きな役割を果たしてきた。最近の労作としては、『政策とリーダーシップ』（関西大学出版部、一九九三年）、『数理と政治』（新評論、一九九八年）がある。

(6) 高島の主要著作は以下のとおりである。

- ① 『日常の思想』（編・筑摩書房、一九七〇）
- ② 『政治の論理と市民』（筑摩、一九七二）
- ③ 『政治学への道案内』（三一書房、一九七六・改訂増補一九八〇）
- ④ 『山川均集』（編・筑摩、一九七六）
- ⑤ 『自由とポリテイク』（筑摩、一九七六）
- ⑥ 『討論・現代日本の政治思想』（三一、一九七七）
- ⑦ 『現代日本の政治72・77』（三一、一九七八）
- ⑧ 『現代日本の政党と選挙』（三一、一九八〇）
- ⑨ R・ダール『ポリアーキー』（共訳・三一、一九八二）
- ⑩ 『政治の発見』（三一、一九八三・②⑤から収録）

- ① 『いま何が論じられているか』（三一、一九八九）
- ② 『地方の王国』（潮出版社、一九八九）
- ③ 『新保守の時代はつづくのか』（三一、一九八七）
- ④ 『政治を読む』（潮出版社、一九八九）
- ⑤ 『社会党』（編著・岩波書房、一九八九）
- ⑥ 『私のオセアニア紀行』（潮出版会、一九八九）
- ⑦ 『政治学のフィールド・ワーク』（三一、一九八九、一九九三）
- ⑧ 『生活者の政治学』（三一、一九九三）
- ⑨ 『日本政治の構造転換』（三一、一九九四）
- ⑩ 『政治の発見』（岩波書房、一九九七年・⑩の復刻）
- ⑪ 『地方の王国』（岩波書店、一九九七年・⑫の復刻）
- ⑫ 『現代における政治と人間』『法学周辺』No.26・九三年三月、立教法学会
- (7) すでに言及したように、高島の『政治の発見』（⑩三一書房・一九八三年・その復刻版、⑳岩波書店・一九九七年）は、『政治の論理と市民』（②一九七一年）と『自由とポリテイク』（⑤一九七六年）からいくつかの論文をピック・アップし、新稿を加えて一書にまとめたものであるが、すでに、②・⑤は絶版となつていられるので、研究者と一般読者の便宜を考えて⑩と②・⑤の関係を示し、さらに⑩に収録されなかつたもので注目すべき（と私が考える）諸論稿についてもコメントしておきたい。

『政治の発見』目次

②・⑤別分類

初出

1 政治の発見・近代日本の「政治」観

②

一九六五・六

2 職業としての政治学者	②	一九七〇・五
3 政治的共同社会の論理	⑤	一九七一・夏
4 現代における人間と政治	⑤	一九七一・九
第二部		
5 日常の思想とは何か	②	一九七〇
6 官僚制とはなにか	⑤	一九七六・一
7 政治学と言語学	新	一九七六・八
第三部		
8 社会科学の転回	⑤	一九七三・一
9 運動の政治学	新	一九七七
10 市民参加の政治理論	新	一九七七

『政治の論理と市民』の中で⑩に収録されなかった重要論文としては、すでに触れた二つの共同研究「転向」寄稿論文、加えて、「現代における政治指導の特質」(岩波講座『現代』第8巻所収・一九六四年)「声なき声」運動の十年(「声なき声のたより」50、一九七〇年六月)、「発展国型」学生運動の論理(『世界』一九六九年一月)。「自由とポリテイク」では、「運動の政治学・ノート」(『思想の科学』七三年九月)、「市民運動の論理と展望」(別冊・経済評論 6号七一年秋)、「日本市民運動の思想」(『人間の世紀』第五卷「政治と人間」、一九七五年)「六〇年代の現実主義者たち―政治的リアリズムの変質と再生―」(『思想の科学』一九七五年十月)、「人間をどうとらえるか」(『思想の科学』一九七四年五月、原題「入門序説」)など。

(8) 『社会学文献事典』(弘文堂・一九九八年)四〇三ページ。

- (9) 『改訂・増補 政治学への道案内』Ⅱ政治、一五〇―一八ページ。
- (10) 同右・一八〇―二二二ページ。
- (11) 同右・三四〇―三五二ページ。
- (12) 『改訂・増補 政治学への道案内』二〇八―二二三ページ。それに続く「国家」「公共」「党・派・閥」「ハラ・勘・ねわざ」「権力」の項目も面白い（二二三―二二二ページ）なお、高島の神島にたいする追悼文は『回想神島二郎』（一九九年五月）、五三―五七ページにのせられている。
- (13) 同右、二〇〇―二五二ページ。
- (14) この点については、拙著『戦後政治学と丸山眞男』（『思想』一九九年九月号）で言及した、「丸山眞男講義録（第三冊）政治学一九六〇」の「一般市民（コモンマン）の日常的立場からの操作的 operative な政治学」という構想の吟味が必要であろう。
- (15) 『改訂・増補 政治学への道案内』二五二ページ。
- (16) 高島は、『政治の論理と市民』（一九七一年）の「あとがき」で、彼の学生時代の学生運動の苦い経験から政治研究者の道を選ぶと同時に、その「主体性への私の衝動は、転向研究から市民運動へと私を向かわせた。」そして、六〇年安保以来十一年間の「声なき声の会」は、私のささやかな政治的行動への拠点となっている、とのべている。またこの本に収録されている、「市民運動の組織原理」および「声なき声」運動の十年」は、「声なき声」的な市民運動の特色、さらに、そのべ平連への展開の意義を運動の内側から描いている。重要なポイントを摘記すれば、六〇年代市民運動は、「根本からのデモクラシー」を原理とし（鶴見俊輔）、「より本質的な政治批判・政党という政治組織が必然的に持つところの政治主義的な体質批判」という側面をもち、べ平連に若者が集るのは、「一種の自己表現欲」であろうとし、またそれは、「ルネッサンス的な側面から出る実感の尊重的な要素と「宗教改革における」セクト的側面から出てくる同じ信仰をになう同志集団としての側面が両方重なって存在している」（以上「市民運動の組織原理」）。一九六〇年の時誕生した無党派の市民運動は、党派の運動に対して従属的

な位置以上に踏み出ることはできなかったが、六五年にはじまったべ平連の運動が、大衆の「人間として」の心情を「自発的に」表出する場（大衆の根にあるところの心情に即した共同性の表現）として形成されたとき、それは六〇年の市民運動のあり方から大きく前へ進み出た。「六〇年の運動のイデオロギーの一つは、職業的基盤の上に立ってということだった」が、「六五年型の運動は、『人間として』というスローガンの下に、職業や生活の論理をこえる共通の基盤に、市民運動はたたなければならぬことを明らかにした。」そして高島たちが取り組み始めた「安保拒否百人委員会」の運動は、「運動の基盤を徹底的な直接民主主義に置こうとする。」（以上「声なき声」運動の十年）これらは貴重な証言である。

- (17) 『改訂・増補 政治学への道案内』一五二ページ。
- (18) 『自由とポリテイク』一四ページ。
- (19) 同右、一四ページ。
- (20) 同右、一五～十六ページ。
- (21) 同右、一八～十九ページ。
- (22) 同右、二〇ページ。
- (23) 『政治の発見』（三書房版）二〇二～二二〇ページ。
- (24) Alberto Melucci, *Nomads of the Present*. Edited by John Kean and Paul Mier, Hutchinson Radius, 1989.
- (25) 『自由とポリテイク』四九～七二ページ。
- (26) 中井正一（一九〇〇・二・一四～五二・五・一八）については簡単には、『朝日人物事典』一九九〇・一一二九ページ。中井は敗戦後、国立国会図書館の初代副館長となった。この主要著作は『中井正一全集』全四巻（六四～八一年）にまとめられているが、とくにそのユニークな組織論「委員会の論理」（一九三六年）は有名であり、重要である。
- (27) 久野牧（一九一〇・六・一〇～九九・二・九）については簡単には『朝日人物事典』五九四ページ。高島が言及しているの



- は、「政治的市民の成立」（『思想の科学』六〇年七月。発表時のタイトルは「市民主義の成立」）である。著書に『久野牧集』全五巻。『現代日本の思想』（共著、五六年）『戦後日本の思想』（共著、五九年）などがある。
- (28) 鶴見俊輔（一九二二・六・二五〜）については『朝日人物事典』一〇七〇ページ。高島が言及している鶴見の組織論は「声なき声のたより」（創刊号・一九六〇年六月）である。
- (29) 小田美（一九三二・六・二〜）については『朝日人物事典』四〇四ページ。『小田美全仕事』（七〇〜七八年）がある。高畑のとりあげているのは、小田の『世直しの倫理と論理』下（岩波書店・一九七二年）である。
- (30) 『自由とポリテイク』九九〜一二八ページ。
- (31) 『政治の発見』（三二書房版）二二二〜二五七ページ。なお、筆者（田口）にも、「政治学における参加と民主主義」の問題を扱った論文がある。（初出は一九八四年九月）田口著『現代世界の危機の構造』（三嶺書房・一九八四）、一九七〜二四三ページ。高島の論文と扱っている対象などにおいてかなり重なっているので参照されたい。
- (32) 『法学周辺』二六号・一九九九年三月・立教法学会、六六ページ。